

れることに相なつたのであります。今日の日本の国際的地位を考へますと、かかる國際組織から直接援助を受けすることは、私ども国民一同の深く感激いたすところであります。

ユニセフからの救援物資は無償で配分されますが、最終需要者たる児童の手元へ届くまではユニセフの所有権に属するものとされ、ユニセフ本部から駐日代表員が常置されておりまして、最高司令部の指導を受けまして、日本政府が厳密なる管理計画のもとに全責任を持つてその配分に当つてはあります。

救援物資は、主として児童の被服に加工して配給するための原綿、児童給食用の脱脂粉乳、乳児給食用の全粉乳等であります。昨年秋、その第一船が到着いたしまして以来、現在までに寄贈されましたものについて申しますと、原綿千三百八十二こりをうち八百八十こりがすでに製品化され、全国の世帯の三歳以上八歳未満の児童約二十五万人を対象としたとして、男子服、女子ワンピース、メリヤス肌着等として配分されました。脱脂粉乳五百五十五箇所のモデル小学校の学童約五万五千人、全国十一箇都市の三十八保健所の児童約五千人等約六万人を対象といたしまして、昨年十一月より約一箇年間を目標に給食用ミルクとして配

分され、現に給食が実施されござります。金綿乳八万六千六百四十九ボンドは、十七都道府県モデル保健所区域内の児童約三千人に対し、昨年十一月より約十箇月間を目標に給食が実施されています。

このように、約三十一年間に及ぶ児童がユニセフからのあたたかい贈りも年を十分に受けることができたのであります。児童の天真らんまんな心からなりまして児童に対する盡きぬ愛情による歓喜の声がその手紙や図画や写真等によって表顯せられ、ただに私達の胸を打つばかりではなく、必ずやこれら児童の脳裡に深く刻まれた幼き日の喜びが将来の日本の平和的再建の礎となり、ひいて国際社会に寄與する日のあるであろうことを確信して、新たな感動を覚えるものであります。

伝え聞くところによりますと、ユニセフの救援物資の寄贈は今後もなお続けられる模様であります。すなわち脱脂粉乳百九十万ボンドが新たに寄贈され、結核療養所、癆療養所、国立少年院、各種児童福祉施設等の收容児童及びモデル保健所、六大城市保健所の指導を受ける在宅結核児童中の要保護児童等約六万三千人を対象に、一日五十グラム、五〇〇カロリーを基準量として、本月末ころより向う一箇年間の給食を続けられ、あるいは原綿の未製品化分約五百七十四こりが新たに製品化されまして、生活保護法の生活扶助を受けている世帯の八歳以上十六歳未満の児童約十五万人に、本月末より五月の上旬にかけて行われます児童福祉週間終了までに配給を行ふ等の計画が進められておるやに承知いたしているのであります。さらにまた原綿二

百三十八こりが数日前横浜港に到着いたしましたが、やはり日本の児童に寄贈されることに相なります。年に仄聞いたしてはいるのであります。

このように、これらユニセフの限りが、ユニセフの限りはあまりにも大きくて、筆舌に表現いたしがたきものがあります。この国境を越えた崇高なる人類愛、ここに可憐なる児童に対する盡きぬ愛情には、私ども日本国民の深く敬畏の念を禁じ得ないところであります。国会は、この国民の総意を表明し、ここにユニセフに対する感謝の決議をいたしましたと存するものであります。

簡単であります。以上をもちまして本決議案提出の趣旨を御説明いたしました。願わくば全議員諸君一致の御賛同をお願いいたす次第であります。(拍手) それと同時に、特に児童の福祉を増進いたす、広く一般児童の福祉を増進いたすと同時に、特に児童の福祉という問題は国民諸君の協力と理解が必要なことは言つまでもないでありますから、国民諸君が絶えず児童福祉に十分な関心を持たれることを望んでやみません。かくして、国全体として児童の福祉に努めることが人類愛に基づく国際連合のこのあたたかい贈りものに対する眞の感謝であり、また義務であることを考へる次第であります。

○議長(幣原喜重郎君) 採決いたしました。本案を可決するに御異議ありません。願わくば全議員諸君一致の御賛同をお願いいたす次第であります。(拍手)

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 ○議長(幣原喜重郎君) 採決いたしました。本案を可決するに御異議ありません。よつて本案は可決いたしました。

○並木芳雄君(登壇) 私は、ただいま上程されました専任外務大臣任命に関する決議案に対し、提出者を代表して提案理由の説明をいたしたいと思います。

〔並木芳雄君(登壇)〕 専任外務大臣任命に関する決議案(芦田均君外四十六名提出)(委員会審査省略要求事件)

○國務大臣(林謹治君) 國際連合問題に關する決議案を提出いたします。すなわち、芦田均君外四十六名提出、専任外務大臣任命に関する決議案は、提出者の要求通りに審査を省略してこの際この問題には、いろへ重なる課題が多いのでありますけれども、その中で特に大きな問題は来るべき講和会議であると思ひます。講和会議こそ、まさしく日本の運命を左右するものであります。これが上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 山本君の動議は大体一致しておるようではございま

しては、いまだ決定的になつておらぬ一様であります。これがだん／＼と決定的な段階におきまして、必ず連合国方面におきましても日本国民の意のあるところを観察して、民主主義を重んずる関係諸国といたしましては、日本の国民の意はどういうところにあるかを必ず講和條約の中にしんしゃくし、取上げてくださるであろうということを私たちは信じて疑わないものでござります。そのため、すでに國民の間には、講和に対する関心が次第に高まつて参りまして、国会においても、これに相呼応して、熱心に討議が重ねられておるのでござります。

かかるに、行政を担当する政府においては、事講和に関することになると、まさに積極的態度を持続しておる所であります。あまりに身の形をとつておるため、民意はまつたく反映せず、國民は今日ようやく焦慮の様相を示して來ておるのであります。なるほど政府筋の言う通り、日本には目下自主外交権がない、また講和會議に対しては発言権がないということは、私たちもよく承知しておるのでございます。しかし、発言権とか自主権とか苦しい権利といったようなものはないにいたしましても、私たちが希望述べ要請をすることは、これは許されておると信ずるのであります。ましてや日本國民は、ボッダム宣言に従い、憲法を守つて、民主的な平和國家として出発することを世界に誓つておるのであります。あくまでも軍備を捨てて、まる裸となり、戦争を放棄して、世界の平和に寄與、貢献せんとして日夜努力しておる私たちといたしましては、

この線が確く押し進められることを切望することは理の当然であります。これを私たちは見ざる、聞かざる、言わざるの態度をとつて臨むならば、國民の意向は著しくがめられるのみならず、遂にはその進むべき方向を誤るがごとき事態を惹起しないとも限らないのであります。このことは、専任外務大臣がないということによつてさらには拍車をかけられております。海外からこれを見るとき、日本政府はまことに無関心であり、放心状態であると思ふかも知れません。自主的外交権がないからといって、遠慮して外務大臣を置かないのだという、つまり謹慎の意を表しておるなばとは考えられないと思うのであります。むしろ平和愛好の熱意を欠除しておるものであると断ぜられることを私たちはおそれるものであります。今こそ吉田内閣総理大臣は專任外務大臣を任命すべきであると強調したいと思うのであります。

専任外務大臣設置の要望は、今日急に出て来た問題ではありません。昨年

の初めまでは、講和會議の見通しといふものも、まだはつきりついておらないかったのでありますけれども、第五回国会の終りごろ、吉田總理大臣が講和會議は案外早いであろうとの重要発言をいたしましたから、ようやく表面に出たしましてから、ようやく表面に出たままであります。それからの海外の報道は、対日講和會議の近いことを示すものとして、私たちの耳目をそばで始めたのであります。これに呼応して国会においても講和についての関心が高まるとともに吉田總理に対し、各党から専任外相設置の要望が提出されましたが、それは單に野党側のみならず、與党の議員の中にも同じ考え方であります。

専任外務大臣は、あるいはその時期が来れば置くとか、あるいは私をおいて他に適任者がないとかの答弁をもつて逃げていたのであります。しかしながら、その時期が到来したということは、ただいま申し上げた通りであります。

首相をおいて他に適任者がないといふことは、これは私たちはわかりません。ただ時期が来れば置くということと、他に適任者がないということとは矛盾しておることを指摘せざるを得ないのです。もしかばに適任者はいない、たゞ一回しか出でおらないのではありません。しかも、これが代理を勤めの多きにわたりて開かれたのでありますけれども、驚くなれ、あとにも先に、たゞ一回しか出でおらないのは矛盾しておることを指摘せざるを得ないのです。もしかばに適任者がいるなら、たゞ一回しか出でおらないのではありません。専任外相を置くことはできないといふことが言えるからであります。その場合は、結局組閣を完了する資格がないものでありますから、内閣は總退陣するよりほかにしかたがないと思います。しかし、いくら何でも、三百名になん／＼とする與党の中に外相の適任者がないというのもおかしな話であります。

第一、首相は自分が最適任者だと思っているかも知れませんが、国会における行動を見ると、われ／＼は贅成しかねる点があるのであります。たとえば、講和に対する発言権がないと言つておるかと思うと、急に気に食わぬ講和條約なら席をけつて立つといふことと失言をして、あわててこれを取消したり、またたとえば、仮定の事柄であるとか将来の問題であるとか言つて講和問題から遠ざかつてゐるかと思うと、やぶから棒に、日本に自衛権はあると言い出してみたり、発作症の以前においても海外に事務所を設置することが許され、留学生も送ることがであります。

今や日本は講和會議を控え、よそに眼り、自主性を失つた吉田總理兼外務大臣の責任は重かつ大といわざるを得ません。（拍手）講和條約は單純内閣だけつこうだ、國民は何も言わざつていて來い、國会もついて來いと言わぬばかりの今までの氣持と態度に対しても、まだしくこのマツカーサー元帥の寄稿は冷水三斗を浴びせかけられたも

の人が多かつたのであります。これに望することは理の当然であります。こ

れを私たちは見ざる、聞かざる、言わざるの態度をとつて臨むならば、國民の意向は著しくがめられるのみならず、遂にはその進むべき方向を誤るがごとき事態を惹起しないとも限らないのであります。

なはだしのものがあるということを指摘するものであります。

また外務委員会などにおける出席ぶりを見ましても、委員の熱望にもかかわらず、成績がすこぶる悪い。衆議院外務委員会では、第四、第五、第六国会を通じて、いずれもわざかに一回しか出席しておりません。本第七国会におきましては、すでに委員会は十五回

對し吉田總理は、あるいはその時期が

対しておらず、それを私たちは見ざる、聞かざる、言わざるの態度をとつて臨むならば、國民の意向は著しくがめられるのみならず、遂にはその進むべき方向を誤るがごとき事態を惹起しないとも限らないのであります。

政府は、外交に自主権なきがゆえを

もつて、あたかも自主性をも失つてい

るものと錯覚し、いかなる條項を含む

講和條約に対しても無條件にこれに応

するがごとき媚態を示しておるのであ

ります。たとえば、最も論議されてお

るところの中立堅持、完全講和の問題

にいたしましても、あたかも、どうせ

なるようにならぬといつた態度

を示しておるのであります。これに對

して、兼任外務大臣のいなときにも重

要な事項を審議しようと思つても、ま

ね、何も言えない。こういふものを、

して任命しておいてあるのであります。

しかし、私たち、あくまでボッダム

精神から、中立をそこなうがことき

宣言を堅持し、憲法に従うべきの

なるようにならぬといつた態度

を示しておるのであります。

これに對

して、兼任外務大臣のいなときにも重

要な事項を審議しようと思つても、ま

ね、何も言えない。こういふものを、

して任命しておいてあるのであります。

しかし、私たち、あくまでボッダム

精神から、中立をそこなうがことき

宣言を堅持し、憲法に従うべきの

なるようにならぬといつた態度

を示しておるのであります。

のと言えるのであります。今こそ吉田総理は、専任外務大臣を任命し、国民の叫びを聞き、国会の意思を体して複雑な内外の情勢に対処すべき体制を確立すべきときであると思うのであります。

最近の吉田内閣の人事を見るとき、まさに代用品内閣の様相を示しておるのであります。専任外務大臣のほかに、大蔵大臣にしてしかり、通産大臣にしてしかり、建設大臣も自由党総務会長をかけ持ちしておるのであります。この代用品内閣によつて、どうして困難なる政局を処理して行くことができるであろうか。與党的皆さんも、この点は眞剣に考えていただきたいと思ひます。

私は、かつての軍閥政治の時代に、東條内閣が次ぎ／＼に兼任大臣制をとつて来たことを、今戦慄をもつて思い出すのであります。今の吉田内閣がこれと似通つたような傾向を持つて来たことは、日本に独裁政治の再現するにあらずやとの懸念を與えるものであります。かかる懸念を一掃して、明朗なる民主政治が行われ、私どもの待望する講和会議が一日も早く結ばれ、私たち国民の要望が講和会議に反映するよう、重要な役目を果す専任外相がすみやかに任命せられることを、私たちは心から念願する次第であります。

どうぞ満堂の皆様、本決議案に御賛成の上、すみやかに成立せられるよう切にお願い申し上げまして、私の趣旨弁明を終る次第であります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 討論の通告があります。これを許します。福田昌子君。

○福田昌子君登壇】〔福田昌子君登壇〕
案に対しまして、社会党を代表いたしましたして賛成の意を表するものでござります。(拍手)
わが国は、終戦以来すでに第五年目を迎え、国民生活も大いに民主化せられて参つたのでござります。欧米諸国におきましても、対日講和の必要を言論に載せ、可及的すみやかに対日講和の締結を論じます。ところの声が日を追うて大きくなりつつあるのであります。(拍手)まさに日本の将来を考えます場合、今日ほど外交政策におきまして微妙かつ困難な時期はないと言えるのであります。(拍手)
こういうような重大な時期に、多数を擁せられ、人材を豊富にかかえておられます自由党内閣におきまして、なお一人の専任外相さえ置かれないということは、実に了解に苦しむのであります。(拍手)そのことは、見方をかえますと、日本のこの重大な立場を大いに軽視しておるということを言えるのであります。しかも、八千万国民に対しまして、まことに相済まない態度であるうと、ということを指摘いたしたいのです。(拍手)
今日国民におきましても、人々々が真に日本の立場というものを了解し、世界の情勢をよく認識いたしまして、日本の将来というものを考えまして、現実のやすきについて自主性を失うようなことがあつてはならないのであります。しかるに、国民の中にも、残念なことには国会の中におきまして、親米一辺倒あるいは親ソ一辺倒のも、

人たちを見るということは、私どもにとりましては、まことに殘念にえたないであります。また諸外国の日本に対する報道を見ますしても、日本の国民が真に平和を愛好し、また戦争を骨の髄から徹底的にきらつてゐることに對しまして、なお認識を新たにしていない諸外国が残されているのとあります。

こういうようだに、国内におきまして、まだ諸外国の御認識を願う上におきまして非常に重大なるときに日本は立つてゐるのであります。従いまして、一日も早く適當な専任外相を置かれまして、日本の将来に對して間違いがない措置をとられんことを要望するのであります。すなわち世界各国に向いましては、日本の国民の一人々々が明らかに平和を愛好し、戦争を忌避しているということを表明いたしまして、十分の理解を得まして、世界各国の信義と道義に訴えまして、日本の将来のために絶対必要であるところの、またそぞでなければならぬところの全面講和を主張し、また安全保障の問題におきましても、永世中立、東洋のスイスであることが日本国民の義務である、また世界にとつても世界の平和に貢献するところの唯一の方法であるということを主張いたしますところの専任外相を一日も早く設置しなければならないのでござります。私どもは、現実の困難に耐えかねて目前の安きにつき、外交においても、今日池田蔵相あるいは白洲特使を派遣せられたるとき、國民にとつてはまことに了解に苦しみますような秘密外交または私的外交をなすことなく、正々堂々と日本の

自主性を表明して世界の平和に貢献するがことを日本の立場を主張し得るところの専任外相の一田も早く設置されることを私たちは希望しておるのでござります。

この意味におきまして、右決議案に對し賛成の意を表するのであります。

(拍手)

○議長 常原喜重郎君 伊藤憲一君。

〔伊藤憲一君登壇〕

○伊藤憲一君 私は、日本共産党を代表しまして、ただいま議題となつております専任外務大臣任命に關する決議案に賛成の意を表するものであります。きわめて簡単明瞭に賛成の意を表します。

ただいま提案者を代表する並木君の演説及び福田昌子君の言われたことに對して、わが党も全面的に賛成するものであります。ただ一点つけ加えておかなければならぬことは、昨年十一月六日、ソビエト同盟の革命三十二周年記念前夜祭に、マレンコフ副首相が対日講和に対するソビエト同盟の外交方針を明らかにした翌日から、わが国の方の講和問題といふのは国際的に論議せられるようになつたのであります。

従いまして、わが党は十一月初旬、議和問題調査特別委員会の設置を本院に提案したのであります。これは少數をもつて否決せられ、外務委員会の數をふやされたのであります。しかし、今日に至るまで、ただいま並木君の言われましたように、本第七国会には、吉田外務大臣はたつた一回しか出でていません。こういうべらばうな話はないのです。また、せつかく数をふや

しながら、この重大な講和問題を一べんも論議しておらない。今日、日本国民の重大な関心及び要望は、すみやかなる全面講和と、講和後における占領軍の撤退であります。

私は、本提案にありますように、すみやかに専任外務大臣を任命して、この講和問題と取組むよう心から要望しかつ要求して、本案に対し賛成の意を表するものであります。（拍手）

○議長（常原臺重郎君） これにて討論の起立を求めます。

採決いたしました。

採決いたしました。本案に賛成の諸君は終局いたしました。

○議長（常原臺重郎君） 起立少數。よつて本案は否決せられました。

戦災都市復興促進に関する決議案
(上林山榮吉君外十九名提出)
(委員会審査省略要求事件)

○山本猛夫君 (議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。すなわち、上林山榮吉君外十九名提出、戦災都市復興促進に関する決議案は、提出者の要求通り委員会の審査を省略してこの際の通り上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長（常原臺重郎君） 山本君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（常原臺重郎君） 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

戦災都市復興促進に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。石原圓吉君。

二 組合が第三章及び第六十三條の規定による事業の用に供する建物若しくは土地の権利の取得又は所有權の保存の登記第六十七條を次のように改める。

第六十七條 第七條から第十條まで、第十條の第二号及び第十一條の規定は、連合会に、これを準用する。この場合において、第七條中「各省各庁の長」とあるのは「大蔵大臣」と、「大蔵大臣の承認を受けて、その各省各庁」とあるのは「大蔵省」と、第十條の第二号中「第三章及び第六十三條の規定による事業」とあるのは「第六十三

條の二の規定により共同して行う事業及び第六十四條の二の規定により委託を受けた事務」と読み替えるものとする。第八十四條中「同法に基く法律、政令又は人委員会規則」を「又は同法に基く法律」に改める。

一 この法律は、公布の日から施行する。但し、第二條第二項の改正規定は、昭和二十五年四月一日から、第一條第四項及び第十條の二年七月一日から適用する。

二 昭和二十三年七月一日以後における俸給を基準として算定した退職年金、廃疾年金及び遺族年金については、昭和二十五年一月分以降その年金額を左の各号により算定した額に改定する。但し、退職年金については、年令満五十歳に達するまでは、なお従前の額とする。

三 計算に用いた年金額は、昭和二十四年法律第百十八号附則第五項により改定された額の俸給相当額にそれぞれ対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなす。従前の法令の規定により算定した額に改定する。

別表第一

昭和二十三年七月一日以後における俸給を基準とした退職年金又は遺族年金の算定の基準となつた俸給	昭和二十三年七月一日以後における俸給を基準とした退職年金又は遺族年金の算定の基準となつた俸給	昭和二十三年七月一日以後における俸給を基準とした退職年金又は遺族年金の算定の基準となつた俸給
一、九五〇円	三、一八四円	三、六四〇円
一、九五〇円	三、二七五円	三、七七〇円
一、九五〇円	三、三六九円	三、九〇〇円
一、九五〇円	三、四六六円	四、〇三〇円
一、九五〇円	三、五六五円	四、一六〇円
一、九五〇円	三、五六五円	六、二六九円
一、九五〇円	三、五六五円	七、五四〇円
一、九五〇円	三、七七二円	四、四一〇円
一、九五〇円	三、八八〇円	四、五五〇円
一、九五〇円	三、九九一円	四、六八〇円
一、九五〇円	四、一〇五円	四、八一〇円
一、九五〇円	四、一〇五円	七、二二九円
一、九五〇円	四、一〇五円	九、一〇〇円
一、九五〇円	四、一〇五円	一一、六九五円

二、六〇〇	四、一一一三	四、九四〇	七、四二六	九、三六〇	一三、〇五八
二、六七〇	四、三四四	五、〇七〇	七、六三八	九、六二〇	一三、四三二
二、七三〇	四、四六八	五、二〇〇	七、八五七	九、八八〇	一三、八一六
二、八〇〇	四、五九六	五、三三〇	八、〇八二	一〇、一四〇	一四、二一二
二、八九〇	四、八六三	五、五九〇	八、五五一	一〇、九二〇	一五、〇三七
三、一二〇	五、〇〇二	五、七二〇	八、七九六	一一、四四〇	一五、四六七
三、一五〇	五、一四五	五、九八〇	九、〇四七	一一、九六〇	一五、九一〇
三、三八〇	五、二九二	六、一四〇	九、三〇六	一一、四八〇	一六、三六五
三、五一〇	五、四四四	六、五〇〇	九、五七三	一一、〇〇〇	一六、八三四
一、昭和二十三年七月一日以後における俸給を基準として算定した退職年金、廃疾年金又は遺族年金の算定の基準となつた俸給が「一、九五〇円未満のときは、その俸給の一・六三倍に相当する金額(円位未満の端数は、切り捨てる。)を、俸給が「一、九五〇円をこえるときは、その俸給の一・二九倍に相当する金額(円位未満の端数は、切り捨てる。)を、俸給とす。	二、昭和二十三年七月一日以後における俸給を基準として算定した退職年金、廃疾年金又は遺族年金の算定の基準となつた俸給が「一、九五〇円未満のときは、その俸給の一・六三倍に相当する金額(円位未満の端数は、切り捨てる。)を、俸給が「一、九五〇円をこえるときは、その俸給の一・二九倍に相当する金額(円位未満の端数は、切り捨てる。)を、俸給とす。	三、山本君の動議について御異議ありませんか。			
○議長(鶴原喜重郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。	○議長(鶴原喜重郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。	○議長(鶴原喜重郎君) 認めます。よつて日程第二は延期するに決しました。			
第三 税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)	第三 税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)	第三 税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)			

国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

○小山長規君 登壇

この法案は、国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果につき御報告申し上げます。

この法案は、国家公務員共済組合から現在年金を受けている人たちの生活の実情にかんがみまして、その年金額

を改正するところに、組合の設置区分を変更し、その他の取扱いについて所要の改正を行ふために提案されたものであります。

この法案の要点は次の二点であります。

第一は、現在の年金受給者に対する年金額を、三千七百円ベースから、本年一月分以降六千三百円ベースまで引上げることであります。第二は、法務府設置法の改正等に伴い組合の設置区分を行政機関に即応するよう改める等、組合の設置区分について若干の改善を加えておるのであります。第三は、組合の行う事業に対する非課税の範囲を若干拡張するとともに、これら

に伴う所要の條文整理を行つておるのを改正するところに、組合の設置区分を変更し、その他の取扱いについて所要の改正を行ふために提案されたものであります。

この法案の要点は次の二点であります。

第一は、現在の年金受給者に対する年金額を、三千七百円ベースから、本年一月分以降六千三百円ベースまで引上げることであります。第二は、法務府設置法の改正等に伴い組合の設置区分を行政機関に即応するよう改める等、組合の設置区分について若干の改善を加えておるのであります。第三は、組合の行う事業に対する非課税の範囲を若干拡張するとともに、これら

を改正するところに、組合の設置区分を変更し、その他の取扱いについて所要の改正を行ふために提案されたものであります。

この法案の要点は次の二点であります。

第一は、現在の年金受給者に対する年金額を、三千七百円ベースから、本年一月分以降六千三百円ベースまで引上げることであります。第二は、法務府設置法の改正等に伴い組合の設置区分を行政機関に即応するよう改める等、組合の設置区分について若干の改善を加えておるのであります。第三は、組合の行う事業に対する非課税の範囲を若干拡張するとともに、これら

を改正するところに、組合の設置区分を変更し、その他の取扱いについて所要の改正を行ふために提案されたものであります。

この法案の要点は次の二点であります。

第一は、現在の年金受給者に対する年金額を、三千七百円ベースから、本年一月分以降六千三百円ベースまで引上げることであります。第二は、法務府設置法の改正等に伴い組合の設置区分を行政機関に即応するよう改める等、組合の設置区分について若干の改善を加えておるのであります。第三は、組合の行う事業に対する非課税の範囲を若干拡張するとともに、これら

退職所得の支拂を受けける所得税法第一條第一項に規定する者で同法の施行地に住所を有しないものの昭和二十七年から昭和三十年までの各年において当該法人から支拂を受ける給與所得又は退職所得については、当該給與所得又は退職所得の収入金額からその十分の五に相当する金額(その金額が三百五十万円)を控除した金額を同法第九條第一項第五号又は第六号に規定する収入金額として、同法の規定を適用する。

前項の規定は、前項の規定の適用を受けようとする者について、これを適用する。

その活動に因り前條第一項に規定する事業を営む外資法人の事業活動が容易となり、且つ、外国資本の適正な導入が促進されることとなる自由職業を営む者で同法の施行地に住所を有しないものの昭和二十七年から昭和三十年までの各年における事業所得の金額から当該事業から生ずる所得の金額(その年分の総所得金額から同法第九條第一項、第九條の二、第十一條の三又は第十一條の四の規定による控除をなす場合においては、当該所得の金額からこれらの規定により控除すべき金額を控除した金額)の十分の五に相当する

をこえるときは、三百五十万円)を控除した金額を同法第九條第一項第四号に規定する事業所得の金額として、同法の規定を適用する。

第五條第一項の規定は、前項の規定の適用を受けようとする者について、これを準用する。

一 本條の規定施行前に所得税法の施行地において本邦通貨以外の通貨をもつて合法的に得た所得を有していた者

二 本條の規定施行後に合法的に所得税法の施行地に居住す

同條第一項中「更正」を「更正又は決定」に改め、同條に次の二項を加え、同條を第六條とする。

規定の適用を受けようとする者について、これを適用する。

退職所得の支拂を受ける所得者法第一條第一項に規定する者で、同法の施行地に住所を有しないものの昭和二十七年から昭和三十年までの各年において当該法人から支拂を受ける給與所得又は退職所得については、該當給與所得又は退職所得の収入金額からその十分の五に相当する金額(その金額が三百五十万円をこえるときは「三百五十万円」)を控除した金額を同法第九條第一項第五号又は第六号に規定する収入金額として、同法の規定を適用する。

第五條第一項の規定は、前項の規定の適用を受けようとする者について、これを準用する。

第五條の四 所得税法第一條第一項に規定する者で同法の施行地に住所を有しないもののうち左の各号の一に該当する者の昭和二十五年分及び昭和二十六年分の所得に対する同法の規定の適用については、昭和二十五年分については同年中の命令で定める期間内に生じた所得の金額（その年分の総所得金額から同法第九條第二項、第十一條の三又は第十一條の四の規定による控除をなす場合においては、当該期間内に生じた所得の金額からこれららの規定により控除すべ

一 本條の規定施行前に所得税法の施行地において本邦通貨以外の通貨をもつて合法的に得た所得を有していた者
二 本條の規定施行後に合法的に所得税法の施行地に居住することとなつた者
前項に規定する者については、その者が昭和二十五年の同項に規定する期間中及び昭和二十六年中に支拂を受けた給與所得又は退職所得の收入金額から十分の五に相当する金額を控除了した金額退職所得については、当該金額からその十分の一・五に相当する金額を控除した金額を所得税法第三十八條第一項に規定する給與の金額又は退職所得の金額として、同項の規定を適用する。

同條第一項中「更正」を「更正又は決定」に改め、同條に次の二項を加え、同條を第六條とす
る。

在外財産等の価額を算定する
ことができることとなつた際に
おいて当該在外財産等の価額に
ついて相続税法第三十一條の規
定による修正申告書の提出があ
つた場合又は前項の規定による
更正若しくは決定をなした場合
における同法第五十一條から第
五十四條までの規定の適用につ
いては、当該在外財産等の価額
が算定できることとなつた日か
ら四箇月を経過した日を當該各
條に規定する申告書の提出期限
とみなす。

昭和三十年までの各年において支拂を受ける当該給與所得又は退職所得については、当該給與所得又は退職所得の收入金額からその十分の五に相当する金額（その金額が三百五十万円に当該期間の月数を乗じて十二分して計算した金額）を、昭和二十六年分については同年分の総所得金額（当該総所得金額から同法第九條第一項、第九條の二、第十一條の三又は第十一條の四の規定による控除をなす場合においては、当該総所得金額からこれらの規定により控除すべき金額を控除した金額。以下同じ。）の十分の五に相当する金額（その金額が三百五十万円をこえるときは、三百五十万円）を、それぞれ当該年分の総所得金額から控除した金額を同法第十三條に規定する課税総所得金額として、同法の規定を適用する。

一 本條の規定施行前に所得税法の施行地において本邦通貨以外の通貨をもつて合法的に得た所得を有していた者は、その者が昭和二十五年の同項に規定する期間中及び昭和二十六年中に支拂を受けた給與所得又は退職所得の收入金額から十分の五に相当する金額を控除した金額(退職所得については、当該金額からその十分の一・五に相当する金額を控除した金額)を所得税法第三十八條第一項に規定する給與の金額又は退職所得の金額として、同項の規定を適用する。

第五條第一項の規定は、前項の規定の適用を受けようとする者について、これを準用する。

第六條を削る。

第七條第一項中「昭和二十年八月十五日以後に相続の開始があつた場合において、相続財産(昭和二十一年五月三日以後に開始する相続については、相続開始前二年以内に被相続人が贈與した財産を含む。以下本條中同じ。)を相続税の課税価格の計算の基礎となる財産」に、「当該在外財産等の価格」を「当該在外財産等の価額」に改め、「当該相続についての課税価格の計算上、」を削り、「相続財産の価格」を「相続税の課税価格」に改め、

同條第一項中「更正」を「更正又は決定」に改め、同條に次の二項を加え、同條を第六條とする。

在外財産等の価額を算定することができることとなつた際に、おいて当該在外財産等の価額について相続税法第三十一條の規定による修正申告書の提出があつた場合又は前項の規定による更正若しくは決定をなした場合における同法第五十一條から第五十四條までの規定の適用については、当該在外財産等の価額が算定できることとなつた日から四箇月を経過した日を當該各條に規定する申告書の提出期限とみなす。

第八條を第七條とし、同條の次に次の一條を加える。

第八條 富裕税法第一條第一号に規定する課税時期において有する在外財産等の価額(課税時期において第六條第一項に規定する命令で定める債務があるときはその債務の金額を控除した金額)は、当該課税時期を含む年分の富裕税の課税価格に算入しなければならない。

前項の規定の適用を受けようとする者は、富裕税法第十八條又は第十九條の規定による申告書に在外財産等の価額その他命令で定める事項を記載しなければならない。

第十二条を次のように改める。

第十二條 納稅準備預金通帳には、印紙税を課さない。

第二條 挥発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のよう改める。

第五條第一項を次のように改める。

2 前項但書の規定により担保を提供した者が、期限までに税金を納付しなかつたときは、担保物たる金銭をもつて直ちに税金に充て、若しくは金銭以外の担保物を公売して税金及び公売の費用に充て、又は保証人をして税金を納付せしめる。

第五條の次に次の二條を加える。

2 前條第二項の場合において、担保物の価額が徵收すべき税金及び公売の費用に充てなお不足額があるときは、納稅義務者の他の財産について帶納処分を行う。

2 前條第一項の場合において、保証人が税金を完納しないときは、まず納稅義務者の財産について滞納処分を行い、その財産の価額が徵收すべき税金、督促手数料及び滞納処分費に充てなお不足額があるときは、保証人の財産について滞納処分を行う。

3 前項の保証人は、國稅徵收法(明治三十年法律第十一号)第三十二條の規定の適用については、これを納稅者とみなす。

第七條第一項中「前二條」を「第五條第一項本文及び前條」に改める。

第十條第二項中「第五條第二項」

の下に「及び第五條の二」を加える。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、租税特別措置法の改正規定中第五條の四に関する部分は、昭和二十五年十二月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

2 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)による改正前の相続税法(昭和二十一年法律第八十七号)

第五十二條の規定による物納に因り生じた昭和二十四年分以前の譲渡所得又は山林所得については、なお従前の租税特別措置法第三條の例による。

3 法人の昭和二十五年三月三十一日以前に終了した事業年度(法人税法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第七十二号)による改正前の法人税法(昭和二十一年法律第十八号)第二十二条第一項の規定により一事業年度とみなされた期間を含む。)の所得の計算については、なお従前の租税特別措置法第四條から第五條の二までの例による。

4 改正後の租税特別措置法第六條の規定は、昭和二十五年一月一日以後に相続、遺贈又は贈與に因り取得した財産に係る相続税から適用する。

5 昭和二十四年十二月三十一日以前に開始した相続に係る相続税については、なお従前の租税特別措置法第六條及び第七條の例によ

6 この法律施行前に従前の租税特別措置法第十二條第一項の規定の適用を受けて製造場から移出し、又は保税地域から引き取った物品の規定は、この法律施行後においても、なおその効力を有する。

7 改正後の租税特別措置法第十二條の規定は、昭和二十五年四月一日から適用する。

1 この法律は、附則第一項の規定は、この法律施行後においても、なおその効力を有する。

2 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)による改正前の相続税法(昭和二十一年法律第八十七号)

第五十二條の規定による物納に因り生じた昭和二十四年分以前の譲渡所得又は山林所得については、なお従前の租税特別措置法第三條の例による。

3 法人の昭和二十五年三月三十一日以前に終了した事業年度(法人税法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第七十二号)による改正前の法人税法(昭和二十一年法律第十八号)第二十二条第一項の規定により一事業年度とみなされた期間を含む。)の所得の計算については、なお従前の租税特別措置法第四條から第五條の二までの例による。

4 改正後の租税特別措置法第六條の規定は、昭和二十五年一月一日以後に相続、遺贈又は贈與に因り取得した財産に係る相続税から適用する。

5 昭和二十四年十二月三十一日以後に開始した相続に係る相続税については、なお従前の租税特別措置法第六條及び第七條の例によ

るための所得税課税上の特例に関する事項は、主としてこれに關係ある個人に対する所得税につき、一定の期間課税上の特例を設けんとするものであつて、その内容は大略次の七点であります。

まず第一に、本邦内に住所も、一年以上の居所も有しない個人または本邦に本店または主たる事務所を有しない法人が外貨の提供により適法に取得した本邦の公社債については、その利子に対する所得税の源泉徴収の税率を通常の場合の百分の二十から、その半分の百分の十に軽減せんとするのであります。

第二は、外国資本または外國技術導入を促進することの急務にかんがみ外國知識等の普及をはかるために、以上の特例とあわせて新制高等学校以上の教員及び牧師その他宗教の布教に従事する者で給與所得または退職所得を受け、本邦に一年以上居所を有するが住所を有しない者のこの法律案は、租税特別措置法及び揮発油税法の一部を改正せんとするものであります。

この法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果につき、御報告申し上げます。

この法律案は、租税特別措置法及び揮発油税法の一部を改正せんとするものであります。

この改正は、わが國文化を振興することの急務にかんがみ外國知識等の普及をはかるために、以上の特例とあわせて新制高等学校以上の教員及び牧師その他宗教の布教に従事する者で給與所得または退職所得を受け、本邦に一年以上居所を有するが住所を有しない者のこの法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果につき、御報告申し上げます。

第四は、その事業活動により重要産業を當む外資法人の事業活動を容易に得についても、同じ期間、同じく控除計算を行ふこととしようというのであります。

第五は、わが國文化を振興することの急務にかんがみ外資法人の事業活動を容易に得についても、同じ期間、同じく控除計算を行ふこととしようというのであります。

第六は、わが國に一年以上居所を有しているが住所を有していない者で、その居所を有するが住所を有しない者の五割を控除して課税することとしているのであります。

第六は、わが國に一年以上居所を有しているが住所を有していない者で、その居所を有するが住所を有しない者の五割を控除して課税することとしているのであります。

第六は、わが國に一年以上居所を有しているが住所を有していない者で、その居所を有するが住所を有しない者の五割を控除して課税することとしているのであります。

第六は、わが國に一年以上居所を有しているが住所を有していない者で、その居所を有するが住所を有しない者の五割を控除して課税することとしているのであります。

扱いを近く廃止せんとするにあたり、急激な負担の増加を避けるとする経過的措置であります。

第七に、一年以上居所を有するが住所を有しない者の給與所得及び退職所得については、昭和二十五年から五箇年間だけ外国において支拂いを受ける金額は原則として合算しないことを規定し、あわせて弊害を避けんがための若干の例外規定を規定しておるのであります。

右のほか、今回の所得税法及び法人税法の改正、富裕税法の創設に関連して若干の改正を行い、従来の規定中不適用となつた規定を廃止し、在外財産等に関する、相続税におけると同じく、富裕税の課税にあつても課税価格に算入しない等の規定を加え、また納税準備預金通帳に印紙税を非課税とする等諸般の改正を加へんとするのであります。

以上が租税特別措置法の改正の要点であります。次に揮発油税法の一部改正におきましては、揮発油税の延納の場合の担保の物件の範囲を拡張し、保証人の保証を認める等、所要の改正を行ふものであります。

以上が本案の趣旨及び内容の概略でありまして、本委員会におきましては、四月十八日、政府委員より提案理由の説明を聽取し、爾來昨日に至るまで三回にわたり熱心な質疑を行いました。今そのおもなるものについて御紹介いたします。

質疑は、もつばら外資導入促進のための課税の特例に終始いたしましたが、まず減税の適用範囲いかんとの質疑に対しましては、本法における減税は重要産業等日本経済の発展に不可欠

なものに限るのである、第五條關係の石炭業等を予定し、第五條の二の事業についても新開業、銀行業、弁護士業、公認会計士業等を予定する貿易業、海運業も適用の自由職業では弁護士業、公認会計士の適用を予定する。貿易業、海運業も適用を予定していない飲食、娛樂に關する事業は適用を指定すべきものとは考えられない、但し第五條の四の経過措置は業種いかんにかかわらないとの答弁がありました。

次に住所及び国籍に關する質疑に對しましては、住所は民法におけると同様に解釈する外国人については本国に住所があると解釈し、單身のホテル住居や短期契約の場合等は日本に住所がないものと考える、また本法律では国籍によつて区別しない、日系米人等についても優遇するとの答弁があります。

また減税の基準を三百五十万円に置いていた理由いかんとの問に対しても、アメリカの所得税の累進率をもあわせ考慮し、この程度で減税の目的が達せられると考えたからである、この措置にようつても所得税負担率はアメリカより高いが、イギリスよりは低くなるとの答弁がありました。

次に、この減税措置と予算との関係について見ますならば、戰後日本の石油産業が非常に行き詰まつておりますが、本法案の内容はごく簡単でござります。これを一例をあげまして石油産業に對して増収も見込まれ得る、従つて、さしあたりはむしろ増収となる、しかる総体として見て予算が

死ななければならぬといふことでござります。現在では、日本の石油生産は著しく減退いたしました。外國原油の輸入で精油は厖大な量となつてゐます。外資導入政策が施行されたのは重大でござりまするから、私は簡単にござりますが反対の意見を申し述べたいと存じます。

日本の中小企業家が食べられないであります。そこで、この法案に対する反対の意見を申し述べたいと存じます。

以上の簡単でござりまするが、日本の労働大衆の生活を破滅させ、中小企業家を崩壊させ、民族資本家までも行き詰まらせ、まつたく日本の経済を混乱させ、破滅させ、日本をまるごと外国に売り渡すといったしきりの、

する地方財政平衡交付金の一部を、この四月中において、地方団体に対し、その必要な財政資金に充てるため概算交付する必要を認め、この法案を提出いたしたのであります。

費国庫負担法の規定は、地方財政平衡交付金法案が成立、施行されるまでの間はこれを適用しないことになつてゐるのであります。

〔新規申請店　既設店前着用〕
法案の内容につき概要を申上げます
すと、第一に、四月中において地方団
体に対し概算交付することのできる
額は、道府県分として百十九億円、市
町村分として八十一億円、合計二百億
円といたしてあります。第二に、各地
方団体に対する交付金の額の算定方法
については、道府県にあつては、昨年
度の道府県配付税の第一種から第四種
までの配付額と、地方財政平衡交付金
制度の創設に伴つて廃止されるべき国
庫負担金または国庫補助金との合算額
を基準とし、市町村にあつては、昨年
度の市町村配付税の第一種から第四種

提出せられ同田 本委員会に付託となりましたので、二十四日委員会を開いて政府より提案理由の説明を聴取し、ただちに質疑応答を行つたのであります。

質疑のおもな点は、本法案と今後提出せられるべき地方財政平衡交付金法案並びに目下内閣委員会において審議中の地方財政委員会設置法案との関連及び今回の措置による交付金額二百億円が地方団体の財政需要をまかなうに足りるか等の点であつたのであります。が、結局地方財政の目下の窮境を緩和するため暫定措置の必要であることが多くの異論がなかつたのであります。

かくて、同二十五日討論採決に入ります。

して、その額の決定にあたりましては、今回の地方税制の改革による地方団体の税収入額の変動を予想して適宜調整を加えることいたしてあります。社会党の門司委員及び民主党の床次委員から賛成の討論があり、日本共産党の立花委員から反対の討論がありまして、大いで採決の結果、多数をもつて可決せられたのであります。

第三に、近く提案を予想される地方財政平衡交付金法案との関係につきましては、今回の措置による交付金は、右の法案が制定、施行された後は、それに基づき交付金の一部となるのであります。従つて、本法案の規定による交付金額が地方財政平衡交付金法案に基づく決定額を超過した場合には、その超過額を国に還付することにしてあるのであります。

○立花敏男君（登壇）　〔立花敏男君登壇〕

○副議長（岩本信行君）　討論の通告があります。これを許します。立花敏男君。

以上御報告申し上げます。（拍手）

れておりますので、内閣委員会との合
同審議を要求いたしましたが、これも
方的にこの暫定措置法案が委員会を通
結局いられらず、遂にこれら関係法案
との何ら並行的な審議もなしに、一
過せしめられておるのでござります。
御承知のようにシャウブ勧告により
まして、これら一連のものは益体と
してそれが実施されるべきであるといふ
ことが規定されておるのでございま
て、われくは、これらの一部を他の
法案と何ら関連もなしに審議する
とはまったくできない。しかも、たな
いま提案されておりますところのこの
暫定措置法案は、親法案そのものがさ
だ国会に出ていないのでござります。
それにもかかわらず、それの一部概算
交付についての暫定措置法案だけを切
り離して審議することは、これは矛盾
もはなはだしい。
われく日本共産党といたしまして
は、地方財政平衡交付金そのものに對
しましても、あるいは地方財政平衡交
付金、あるいは地方税法の運営を監督
いたしますところの地方財政委員会を
いたしますところの地方財政委員会を
のものにつきまして重大なる疑義を
持つておるのでございますが、これら
の法案を完全並行審議することなし
に、この一部概算交付の暫定措置法案を
を審議することは、まったく國会の審
議権を蹂躪しなきるといわざるを得な
いと考えます。これだけを切り離して
別個に審議することは、國会の、ある
いは委員会の審議がまたたくめくら審
議であり、これはわれく国民を代表
するものといたしましては、絶対に責
任を持つて審議することができない任
務であります。

さらにはこの内容について申し述べますと、政府はわざかに二百億にしか過ぎない金を交付しようとしておるのでござりますが、御承知のように、政府が見積つておりますところの地方予算では、当初予算におきまして約五千億に近い金であります。これは当初予算だけございまして、おそらく前年の例を見ましても、これが六千億、七千億になることは明らかでござりますが、そういたしますならば、少くとも一箇月には四百億ないし五百億の金がいるのでござります。しかもこれは四月分一箇月だけございませんので、地方政府の資金に困りますのは、年度初めにあたりましての四月、五月、六月、この金は当然政府がめんどうを負ななければいけない。ましてや、地方公法がまだ海のものとも山のものともわからない状態において地方のこの行政資金の責任を持つということは、政府の明らかな政治的な責任であろうと考えます。この一箇月四百億ないし五百億に達する地方の財政需要に対しまして、わざか二百億の金を配付しようとしておることこれ自体が、全然地方の実情に即していないと言えると思うのであります。

いたしましては全員一致の形で、この配付税を半減するといふ措置は二十四年度に限る暫定措置でなければならぬい、二十五年度からは全額支給するようについて明瞭かな意思表示をしておるのでござります。しかるに、二十五年度の今日に至りまして、なお二十四年度だけの暫定措置であるところの六百六十七億という配付税の金額を配付の基礎にしておる。これはまったく政府並びに與党の方が、国会自身が意思表示をしたこと完全に躊躇しておると言つても過言ではないと考えます。

さらにこの法案の重大なる内容の一つは、六大都市あるいはそれと関連いたします東京都、大阪府、神奈川県、兵庫県のような都府県に対しましては、普通の府県に交付する金額とは違いまして、それを二分の一に削つておるのでござります。しかも、それを法案の上には何ら規定せずに削ることができる。單に官僚の一方的な処置ゆだねておる。このこと自体が、私ども共産党から言わせきすれば、明らかに官僚独善であり、法案を骨抜きにいたしまして、あるいは議会を軽視いたしまして、かつての内務官僚の復活をはかる、ここまで言つても決して言い過ぎではないと考えております。

さらにこの法案につきましては、ただいま申し上げましたように、一方的に交付金の減額を受けました都府県にいたしましても、何らこれに対して異議の申立てをする規定が含まれていなことは、さいぜん私が申し上げました官僚の独善的な行政を完全に裏書きしておる。地方は交付金を幾らに減らされても、これに対する異議を申し立

てる道が開かれていないということを考えます。

このように、この法案自身が幾多の疑点を持つております上に、最初に申し上げましたように、この法案の取扱いあるいは審議の過程において国会の審議権を躊躇したような形が行われておりますので、日本共産党として

は、この法案に全面的に反対でござります。われくは、仮定の上に立つて法案の審議をすることはできない。委員長の報告にもありましたように、地方財政平衡交付金法案が通つたならば、どうような仮定の上に立つてこの法案の審議を進められておるのでござりますが、こういふことは、われくみずからが国会の審議権を放棄するものであり、われくは國民の代表いたしましては、これには絶対に反対でござります。

しかも重要なことは、かかる法案が提出され、あるいはかかる審議の仕方が行われるといふことは、根本的原因に官僚独善であり、法案を骨抜きにいたしまして、あるいは議会を軽視いたしまして、かつての内務官僚の復活をはかる、ここまで言つても決して言い過ぎではないと考えております。

まことにこの法案につきましては、ただいま申し上げましたように、一方的に交付金の減額を受けました都府県にいたしましても、何らこれに対して異議の申立てをする規定が含まれていなことは、さいぜん私が申し上げました官僚の独善的な行政を完全に裏書きしておる。地方は交付金を幾らに減らされても、これに対する異議を申し立

ておりましたので、日本共産党として

○副議長(岩本信行君) 門司亮君。
〔門司亮君登壇〕 私は、ただいま上程されました地方財政平衡交付金一部概算交付暫定措置法案に対しまして、日本社

○副議長(岩本信行君) 床次徳一君。
〔床次徳一君登壇〕 私は、民主党を代表いたしまして、ただいま上程せられましたこの暫定措置法案に賛成するも

あります。

○副議長(岩本信行君) 木下義之君。

〔木下義之君登壇〕

私は、まだしもこの法案の不備であろうと考えます。

このように、この法案自身が幾多の

疑点を持つております上に、最初に申

し上げましたように、この法案の取扱いあるいは審議の過程において国会の審議権を躊躇したような形が行われておりますので、日本共産党として

は、明らかにこの法案の不備であろうと考えます。

このように、この法案自身が幾多の

疑点を持つております上に、最初に申

し上げましたように、この法案の取扱いあるいは審議の過程において国会の審議権を躊躇したような形が行われておりますので、日本共産党として

は、明らかにこの法案の不備であろうと考えます。

このように、この法案自身が幾多の

疑点を持つおります上に、最初に申

し上げましたように、この法案の取扱いあるいは審議の過程において国会の審議権を躊躇したような形が行われておりますので、日本共産党として

は、明らかにこの法案の不備であろうと考えます。

このように、この法案自身が幾多の

疑点を持つております上に、最初に申

し上げましたように、この法案の取扱いあるいは審議の過程において国会の審議権を躊躇したような形が行われておりますので、日本共産党として

は、明らかにこの法案の不備であろうと考えます。

このように、この法案自身が幾多の

疑点を持つております上に、最初に申

し上げましたように、この法案の取扱いあるいは審議の過程において国会の審議権を躊躇したような形が行われておりますので、日本共産党として

は、明らかにこの法案の不備であろうと考えます。

このように、この法案自身が幾多の

疑点を持つおります上に、最初に申

し上げましたように、この法案の取扱いあるいは審議の過程において国会の審議権を躊躇したような形が行われておりますので、日本共産党として

は、明らかにこの法案の不備であろうと考えます。

ましては著しく不足を生ずることが予想せられるのであります。今日地方自治団体におきましては、五月以後の経理をなすために、あるいは多額の一時借入金を行い、あるいは過年度滞納を徴収する等の措置に出でなれば、とうていその経理が困難であり、あるいは必要な教職員、団体職員の俸給を延期し、あるいは支拂いを停止する等の処置に出することを予想せられるのでございまして、かくのこときことがありましたならば、商業上にも、あるいは国民生活上に対しましても著しく支障を来すことと考えるのであります。この点に対しましては十分なる警告を発しておきたいと思つのであります。(拍手)

○副議長 岩本信行君 以上簡略であります。〔拍手〕三點の整理を発しまして本法案に賛成するものであります。〔拍手〕これにて討論は終局いたしました。

第四十二條第一号中「第三十九條」を「第六十九條」に、「第四十條第三項又は第四十一條第一項」を第七十條第三項又は第七十一條第一項に改め、同條を第七十二條とする。
第四十三條を第七十三條とし、第四十四條を第七十四條とする。

七 第六十八條において準用する
民法第七十條又は第八十一條第一項の規定による破壊の宣告の請求を怠つたとき。
八 第六十八條において準用する民法第七十九條第一項又は第八十一條第一項の規定による公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。

2 前項の規定による法人は、医療法人と称する。

第四十一条 医療法人でない者は、その名稱中に、医療法人という文字を用いてはならない。

第四十二条 医療法人は、その開設する病院若しくは診療所に必要な施設又はこれに要する資金を有しなければならない。

（略）
の問題裏（若木信行著）起工多故。ナ
つて本業は委員長報告の通り可決いた
しました。

第四 医療法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）
第五 健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

○副議長(岩本信行君) 日程第四、医療法の一部を改正する法律案、日程第五、健康保険法等の一部を改正する法律案、右兩案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。厚生委員会理事今泉貞雄君。

医療法の一部を改正する法律案
医療法の一部を改正する法律案
医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正す
る。

第五五條第一項中「第三十九條又は第七十一条」に改める。

第四十一條第一号中第三十九條を「第六十九條」に、「第四十條第三項又は第四十一條第一項」を第七十條第三項又は第七十一條第一項に改め、同條を第七十二條とする。
第四十三條を第七十三條とし、第四十四條を第七十四條とする。
第四十五條中「第四十一條」を「第七十一條」に改め、同條を第七十五條とし、第五章中同條の次に次の二条を加える。

七 第六十八條において準用する
民法第七十條又は第八十一條第一項の規定による破壊の宣告の請求を怠つたとき。
八 第六十八條において準用する民法第七十九條第一項又は第八十一條第一項の規定による公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。

2 前項の規定による法人は、医療法人と称する。

第四十一条 医療法人でない者は、その名稱中に、医療法人という文字を用いてはならない。

第四十二条 医療法人は、その開設する病院若しくは診療所に必要な施設又はこれに要する資金を有しなければならない。

第七十六條 左の各号の一に該当する場合においては、医療法人の理事、監事又は清算人は、これを一円以下の過料に処する。但し、その行為について刑罰を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律に基づく政令の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

第十七條 第四十條の規定に違反した者は、これを五千円以下の過料に処する。

第四十一条 医療法人は、その開設する病院又は診療所の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、左に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

一 医療関係者の養成又は再教育

二 医学又は歯学に関する研究所の設置

三 第三十九條第一項に規定する診療所以外の診療所の開設

四 その他保健衛生に関する業務

二 第五十二条第一項の規定による書類の備付を怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当の理由がないのに同條第二項の規定による開露を拒んだと

三 第五十四条の規定に違反して
四 剰余金の配当をしたとき。

第六十四條の規定による命令に違反して業務を行つたとき。
六 第六十八條において準用する民法第五十一條第一項の規定による財産目録の備付を怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

七 第六十八條において準用する
民法第七十條又は第八十一條第一項の規定による破壊の宣告の請求を怠つたとき。
八 第六十八條において準用する民法第七十九條第一項又は第八十一條第一項の規定による公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。

2 前項の規定による法人は、医療法人と称する。

第四十一条 医療法人でない者は、その名稱中に、医療法人という文字を用いてはならない。

第四十二条 医療法人は、その開設する病院若しくは診療所に必要な施設又はこれに要する資金を有しなければならない。

を設立することができない。

2 医療法人を設立しようとする者は、定款又は寄附行為をもつて、少くとも左に掲げる事項を定めなければならない。

一 目的

二 名称

三 その開設しようとする病院又は診療所の名称及び開設場所

四 事務所の所在地

五 資産及び会計に関する規定

六 役員に関する規定

七 社団たる医療法人にあつては、社員たる資格の得喪に関する規定

八 解散に関する規定

九 定款又は寄附行為の変更に関する規定

十 公告の方法

1 医療法人の設立当初の役員は、定款又は寄附行為をもつて定めなければならない。

4 この章に定めるもの外、医療法人の設立認可の申請に関して必要な事項は、厚生省令で定める。

第四十五条 都道府県知事は、前條第一項の規定による認可の申請があつた場合には、当該申請にかかる医療法人の資産が第四十一條の要件に該当しているかどうか及びその定款又は寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうかを審査した上で、その認可を決定しなければならない。

2 都道府県知事は、前條第一項の規定による認可をし、又は認可をしない处分をするに当つては、あらかじめ、医療機關整備審議会の意見をきかなければならない。

意見をきかなければならない。

第四十六条 医療法人は、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより設立の登記をすることによつて、成立する。

第四十七条 医療法人は、理事数人を有する場合には、その開設する病院又は診療所の管理者を理事に加えなければならない。但し、医療法人が病院又は診療所を二以上開設する場合には、定款又は寄附行為の定めるところにより、管理者のうち、一人又は數人を理事に加えるをもつて足りる。

2 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

第四十八条 医療法人に監事を置いた場合には、監事は、理事又は医療法人の職員（当該医療法人の開設する病院又は診療所の管理者その他他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

2 医療法人の債権者は、医療法人の執務時間内はいつでも、前項の書類の閲覧を求めることができること。

2 前項の理事会は、管理者的職を退いたときは、理事会の職を失うものとする。

第四十九条 医療法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

2 医療法人は、剩余金の配当をしてはならない。

2 医療法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

2 医療法人は、剩余金の配当をしてはならない。

る事由による解散は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 都道府県知事は、前項の認可をばならぬ。

2 前項の規定により届け出るべき事項の細目及び届出の手続は、厚生省令で定める。

2 前項の規定により届け出るべき事項の細目及び届出の手續は、厚生省令で定める。

3 財團たる医療法人が合併をするには、理事の三分の二以上の同意がなければならぬ。但し、寄附行為に別段の定がある場合は、この限りでない。

4 合併は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の規定により届け出るべき事項の細目及び届出の手續は、厚生省令で定める。

製又は寄附行為をその他の医療法人の設立に関する事務は、各医療法人において選任した者が共同して行わなければならない。

第六十一条 合併後存続する医療法人又は合併によつて設立した医療法人は、合併によつて消滅した医療法人の権利義務（当該医療法人がその行う事業に関する行政の認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。）を承継する。

第六十二条 合併は、合併後存続する医療法人又は合併によつて設立した医療法人が、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより登記をすることによつて、その効力を生ずる。

第六十三条 都道府県知事は、医療法人に、法令に基いてする都道府県知事の处分又は定款若しくは寄附行為を遵守させるために必要があると認めるときは、医療

法人から、その業務又は会計の状況に關し報告を徵することができること。

第六十四条 都道府県知事は、医療法人が定款又は寄附行為に定められた業務以外の業務を行つていると認めるときは、当該医療法人に對して、業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。第四十条に掲げられた業務の継続が、當該医療法人の開設する病院又は第三十九條第一項に規定する診療所の運営に支障がある場合においては、その業務の全部又は一部について、また同様とする。

第六十五条 都道府県知事は、医療法人が、成立した後一年以内に正當の理由がないのに病院又は第三十九條第一項に規定する診療所を開設しないときは、設立の認可を取り消すことができる。

第六十六条 都道府県知事は、医療法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基く都道府県知事の命令に違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができないとき限り、設立の認可を取り消すことができる。

第六十七条 第三十條第一項から第三項までの規定は、都道府県知事が、第四十四條第一項、第五十五條第三項若しくは第五十七條第四項の規定による認可をしない处分をする場合又は前三條の規定により業務の停止を命じ、若しくは設立の認可を取り消す場合に、これを準用する。

第六十八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十條から第十四條まで、第五十條、第五十一條第一項（法人の設立のときに限る部分に限る。）及び第二項、第五十二條から第六十六條まで、第六十九條、第七十條、第七十三條から第七十六條まで、第七十七條第二項（届出に關する部分に限る。）、二項（届出に關する部分に限る。）、第七十八條から第八十三條まで、号）第一百一十五條及び百三十一條並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条

七條ノ二まで、第三十六條から第三十七條まで、第三十八條及び第三十九條ノ三の規定は、

第百三十九條に規定する診療所を設立しないときは、設立の認可を取扱い、開設しないときは、設立の認可を取り消すことができる。

第百三十九條中「裁判所ハ利害關係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ」とあるのは「都道府県知事ハ、利害關係人ノ請求ニ因リ、又ハ職權ヲ以テ」と、同法第四十二條第一項中「法人設立ノ許可アリタル時」とあるのは「医療法人成立ノ時」と、同法第五十九條第三号、第七十七條第二項及び第八十三條中「主務官厅」とあるのは「都道府県知事」と、同法第七十四條中「破産ノ場合」とあるのは「合併及破産ノ場合」と読み替えるものとする。

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。
2 この法律の施行の際現にその名稱中に医療法人という文字を用いている者は、第四十條の規定にかかるわらず、この法律の施行の後三年間は、なお從前の名称を用いることができる。
3 この法律は、公布の日から施行する。医療法の一部を改正する法律案（内閣提出、參議院送付）に関する報告書〔最終号の附録に掲載〕

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。
2 この法律の施行の際現にその名稱中に医療法人といふ文字を用いている者は、第四十條の規定にかかるわらず、この法律の施行の後三年間は、なお從前の名称を用いることができる。

第一條 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のようによつて改正する。

第一條第三項中「二十錢」を「八錢」に、同條第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同條第三項の次に次の二項を加える。

前項ノ場合ニ於テ徴収金額ノ一部ニ付納付アリタルトキハ其ノ金額ハ其ノ納付アリタル徴収金額ヲ控除シタル金額ニ依ル

第一條 第三項、船員保険法第十一條第三項及び厚生年金保険法第十一條第五項の規定は、昭和二十五年四月一日以後の期間に對応する延滞金について適用する。

この法律は、公布の日から施行する。但し、改正後の健康保険法第十一条第三項中「二十錢」を

「八錢」に、同條第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同條第三項の次に次の二項を加える。

前項ノ場合ニ於テ徴収金額ノ一部ニ付納付アリタルトキハ其ノ金額ハ其ノ納付アリタル徴収金額ヲ控除シタル金額ニ依ル

第一條 健康保険法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十五年四月十九日
参議院議長 佐藤 尚武

第一條 健康保険法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決議決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十五年四月十九日
参議院議長 佐藤 尚武

（小字及び一は參議院修正）

医療法の一部を改正する法律案の一部を次のようによつて修正する。

前項ノ場合ニ於テ徴収金額ノ一部ニ付納付アリタルトキハ其ノ

納付ノ日以後の期間ニ保ル延滞金ノ計算ノ基礎トナルベキ徴収金額ヲ控除シタル金額ニ依ル

「八錢」に、同條第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同條第三項の次に次の二項を加える。

前項ノ場合ニ於テ徴収金額ノ一部ニ付納付アリタルトキハ其ノ

納付ノ日以後の期間ニ保ル延滞金額ハ其ノ納付アリタル徴収金額ヲ控除シタル金額ニ依ル

第一條 第三項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のよう

に改正する。

第一條 第三項中「二十錢」を

「八錢」に、同條第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同條第三項の次に次の二項を加える。

前項ノ場合ニ於テ徴収金額ノ一部ニ付納付アリタルトキハ其ノ

納付ノ日以後の期間ニ保ル延滞金額ハ其ノ納付アリタル徴収金額ヲ控除シタル金額ニ依ル

第一條 健康保険法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決議決した。よつて国会法第八十三條によつてここに送付する。

昭和二十五年四月十九日
参議院議長 佐藤 尚武

第一條 健康保険法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決

議決した。よつて国会法第八十三條によつてここに送付する。

昭和二十五年四月十九日
参議院議長 佐藤 尚武

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔今泉貞雄君登壇〕

○今泉貞雄君　ただいま議題となりました医療法の一部を改正する法律案及び健康保険法等の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず医療法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本改正案の政府提案理由並びに内容

ごとく第一国会において制定された医療法によつて、診療所には同一患者を四十八時間を超えて収容できないこととなつた結果、すべての国民に必要な最低限度の医療を確保するためには、医療機関、特に病院の急速なる普及整備をはかる必要があるあります。が、現行医療法は、医療内容の向上をはかるため病院の規格として最低二十床以上の病床を要求し、しかもその構造設備については、近代医療を行うにふさわしい諸種の條件を具備することを要請しておるのであります。しかしながら、現下の経済情勢下においては、一開業医の手による病院の建設ないしはその補修維持等はきわめて困難なる実情にありますので、数人ないしそれ以上の開業医が共同出資して病院を建設し、あるいはこれを維持しようとする要望が少くないのであります。他方医療法は、医療事業の特殊性ないし非営利性にかんがみまして、商法上の会社等が

病院、診療所の経営主体となることを期待しておらないので、都道府県知事においても、かよくな経営主体に対しても病院、診療所等の開設許可を與えない方針をとつてゐる現状であり、すべての病院が民法による公益法人たる資格を取得するということでもできないので、資金を集積して病院等を維持建設するに著しい困難を感じてゐる状況であります。かかる点と、医療事業の非営利性を考慮して、医療事業の経営主体に対しても容易に法人格取得の道を與えるためこの際医療法人の章を追加しようとするものであります。

本改正法案は、三月三十一日、予備審査のため本委員会に付託せられ、四月三日、厚生大臣から提案理由の説明を聽取したのであります。十九日、本付託となり、委員と政府との間に、

審査のため本委員会に付託せられ、四月三日、厚生大臣から提案理由の説明を聽取したのであります。十九日、本付託となり、委員と政府との間に、

せられ、日本共産党を代表して苅田委員よりは、完全なる社会保険制度確立

にまでは、病院開設は自然発生にまかずべきであり、統制、監督、罰則等を強化するがとき欺瞞的改正の必要はないとの理由をもつて反対の意を表されました。

次いで採決に入りましたところ、本法案は多数をもつて政府原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

次に健康保険法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本改正法案の政府提案の理由並びに内容を簡単に申し上げますれば、

第一は、健康保険、船員保険及び厚生年金保険におきましては、保険料等を滞納した場合の延滞金の割合は、従来から大体国税徴収法により徴収して參つたのであります。このたび国税徴

收法の一部が改正されましたが、その趣旨に同調して、延滞金の割合を現行の日歩二十銭から入銭に引下げる

こといたしておるのであります。第二は、徴収金額の一部を納付した場合、その後の期間にかかる延滞金は、従来から納付額を差引いた額について計算するより取扱つて参りましたが、この際これを明確に法律に規定いたしましたのであります。

第三は、船員職業安定法の一部を改正することとし、同項を次のよう

に改め、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

○副議長(岩本信行君)　兩案を一括して採決いたします。両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を

委員長の報告通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君)　起立多數。よつて両案とも委員長報告通り可決いたしました。

次に健康保険法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本改正法案の政府提案の理由並びに内容を簡単に申し上げますれば、

第一は、健康保険、船員保険及び厚生年金保険におきましては、保険料等を

滞納した場合の延滞金の割合は、従来から大体国税徴収法により徴収して參つたのであります。このたび国税徴

收法の一部が改正されましたが、その趣旨に同調して、延滞金の割合を現行の日歩二十銭から入銭に引下げる

こといたしておるのであります。第二は、徴収金額の一部を納付した場合、その後の期間にかかる延滞金は、従来から納付額を差引いた額について計算するより取扱つて参りましたが、この際これを明確に法律に規定いたしましたのであります。

第三は、船員職業安定法の一部を改正することとし、同項を次のよう

に改め、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

○副議長(岩本信行君)　だいま議題となりました船員職業安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔大澤嘉平治君登壇〕

○大澤嘉平治君　だいま議題となりました船員職業安定法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申上げます。

本法案は、去る四月六日、予備審査のため本委員会に付託され、越えて八

月に建設し、同項を次のように改め、第八項を第七項とする。

6 船員職業安定審議会の委員は、船舶所有者を代表する者、船員を代表する者及び学識経験がある者の中から、中央船員職業安定審議会の委員にあつては、海運局長がこれを委嘱する。

第五十七條第九項中「及び特別地

区船員職業安定審議会」を削り、同項を第八項とし、同條第十項を第九項とする。

第六 船員職業安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○副議長(岩本信行君)　起立多數。よつて両案とも委員長報告通り可決いたしました。

第七 船員職業安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○副議長(岩本信行君)　起立多數。よつて両案とも委員長報告通り可決いたしました。

第八 船員職業安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○副議長(岩本信行君)　起立多數。よつて両案とも委員長報告通り可決いたしました。

第九 船員職業安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○副議長(岩本信行君)　起立多數。よつて両案とも委員長報告通り可決いたしました。

第十 船員職業安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○副議長(岩本信行君)　起立多數。よつて両案とも委員長報告通り可決いたしました。

第十一 船員職業安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○副議長(岩本信行君)　起立多數。よつて両案とも委員長報告通り可決いたしました。

第十二 船員職業安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○副議長(岩本信行君)　起立多數。よつて両案とも委員長報告通り可決いたしました。

第十三 船員職業安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○副議長(岩本信行君)　起立多數。よつて両案とも委員長報告通り可決いたしました。

第十四 船員職業安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○副議長(岩本信行君)　起立多數。よつて両案とも委員長報告通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

います。

○副議長(岩本信行君)　両案を一括して採決いたします。両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を

委員長の報告通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君)　起立多數。よつて両案とも委員長報告通り可決いたしました。

次に船員職業安定法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本改正法案の政府提案の理由並びに内容を簡単に申し上げますれば、

第一は、健康保険、船員保険及び厚生年金保険におきましては、保険料等を

滞納した場合の延滞金の割合は、従来から大体国税徴収法により徴収して參つたのであります。このたび国税徴

收法の一部が改正されましたが、その趣旨に同調して、延滞金の割合を現行の日歩二十銭から入銭に引下げる

こといたしておるのであります。第二は、徴収金額の一部を納付した場合、その後の期間にかかる延滞金は、従来から納付額を差引いた額について計算するより取扱つて参りましたが、この際これを明確に法律に規定いたしましたのであります。

第三は、船員職業安定法の一部を改正することとし、同項を次のよう

に改め、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

○副議長(岩本信行君)　だいま議題となりました船員職業安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔大澤嘉平治君登壇〕

○大澤嘉平治君　だいま議題となりました船員職業安定法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申上げます。

第十五 船員職業安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○副議長(岩本信行君)　起立多數。よつて両案とも委員長報告通り可決いたしました。

第十六 船員職業安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○副議長(岩本信行君)　起立多數。よつて両案とも委員長報告通り可決いたしました。

第十七 船員職業安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○副議長(岩本信行君)　起立多數。よつて両案とも委員長報告通り可決いたしました。

し、同項を次のように改め、第八項を第七項とする。

船員職業安定審議会の委員は、船員を代表する者及び学識経験がある者の中から、中央船員職業安定審議会の委員にあつては、海運局長がこれを委嘱する。

第五十七條第九項中「及び特別地

区船員職業安定審議会」を削り、同項を第八項とし、同條第十項を第九項とする。

第六 船員職業安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○副議長(岩本信行君)　起立多數。よつて両案とも委員長報告通り可決いたしました。

第七 船員職業安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○副議長(岩本信行君)　起立多數。よつて両案とも委員長報告通り可決いたしました。

第八 船員職業安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○副議長(岩本信行君)　起立多數。よつて両案とも委員長報告通り可決いたしました。

第九 船員職業安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○副議長(岩本信行君)　起立多數。よつて両案とも委員長報告通り可決いたしました。

第十 船員職業安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○副議長(岩本信行君)　起立多數。よつて両案とも委員長報告通り可決いたしました。

第十一 船員職業安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○副議長(岩本信行君)　起立多數。よつて両案とも委員長報告通り可決いたしました。

第十二 船員職業安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○副議長(岩本信行君)　起立多數。よつて両案とも委員長報告通り可決いたしました。

第十三 船員職業安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○副議長(岩本信行君)　起立多數。よつて両案とも委員長報告通り可決いたしました。

第十四 船員職業安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○副議長(岩本信行君)　起立多數。よつて両案とも委員長報告通り可決いたしました。

し、同項を次のように改め、第八項を第七項とする。

船員職業安定審議会の委員は、船員を代表する者及び学識経験がある者の中から、中央船員職業安定審議会の委員にあつては、海運局長がこれを委嘱する。

第五十七條第九項中「及び特別地

区船員職業安定審議会」を削り、同項を第八項とし、同條第十項を第九項とする。

第六 船員職業安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○副議長(岩本信行君)　起立多數。よつて両案とも委員長報告通り可決いたしました。

第七 船員職業安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○副議長(岩本信行君)　起立多數。よつて両案とも委員長報告通り可決いたしました。

第八 船員職業安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○副議長(岩本信行君)　起立多數。よつて両案とも委員長報告通り可決いたしました。

第九 船員職業安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○副議長(岩本信行君)　起立多數。よつて両案とも委員長報告通り可決いたしました。

第十 船員職業安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○副議長(岩本信行君)　起立多數。よつて両案とも委員長報告通り可決いたしました。

第十一 船員職業安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○副議長(岩本信行君)　起立多數。よつて両案とも委員長報告通り可決いたしました。

第十二 船員職業安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○副議長(岩本信行君)　起立多數。よつて両案とも委員長報告通り可決いたしました。

第十三 船員職業安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○副議長(岩本信行君)　起立多數。よつて両案とも委員長報告通り可決いたしました。

第十四 船員職業安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○副議長(岩本信行君)　起立多數。よつて両案とも委員長報告通り可決いたしました。

し、これを慎重に審査いたしたのであります。

本法案の趣旨を簡単に申し上げます。

ると、現行法におきましては、船員職

業安定審議会は中央と地方及び特別地

区の三つの審議会が規定されておりま

すが、このうち特別地区船員職業安定

審議会は、二つ以上の海運局の管内に

またがる地区または一海運局管内の特

殊な地区に必要に応じて設置するもの

であります。現在までのところ、こ

れが設置の必要を認められませんの

で、この審議会を廃止しようとするも

のであります。

本法案の内容は、**特別地区船員職業**

安定審議会の廃止に伴いまして、單に

関係條文を整理しただけであります。

次に本法案に対する質疑のおもなる

点を申し上げますと、大阪、神戸のご

とく海運局の管内が特に接近している

地域には特別地区審議会を設ける必要

はないかとの質問に対しまして、政府

委員より、右海運局の管内にはそれ

ぞれ地方審議会があつて、互いに緊密

な連絡をとることによりその必要はない

と思われるとの答弁がありました。

また現下の船員の需給状況から考へ

審議会を廃止するのは時代に逆行する

のではないかとの質問に対しまして、

政府委員より、中央と地方の審議会の

活用によつて十分その目的を達せられ

るとの答弁がありました。その他詳細

は会議録に譲ることといたします。

次に討論に入り、日本共産党を代表

いたしまして上村進君より、本法案に

反対の意見を述べられました。

かくて討論を打ち切りまして、ただち

に採決の結果、起立多数をもつて、本

法案は政府原案通り可決いたした次第

であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(若木信行君) 採決いたしま

す。本案を委員長の報告通り決す

るに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長(若木信行君) 起立多數。よ

つて本案は委員長報告通り可決いたしました。

[賛成者起立]

○副議長(若木信行君) 起立多數。よ

つて本法案は委員長報告通り可決いたしました。

第四章 緊急防除(第十七條—第一

二十一條)

第五章 都道府県の防疫(第二十

二條)

第六章 不服の申立(第二十三條)

第七章 罰則(第二十四條—第一

十七條)

附則 第一章 総則

第二章 國際植物検疫

植物防疫員を置くことができる。
植物防疫員は、非常勤とする。

(植物防疫官の権限)

輸入する植物及びその容器

包装は、輸出国の政府機関により

発行され、且つ、その検査の結果

有害動物及び有害植物が附着して

いないことを確かめ、又は信ずる

旨を記載した検査証明書又はその

写を添附してあるものでなければ

ば、有害動物又は有害植物が附着

するおそれがあるため、輸入して

はならない。但し、植物検査につ

いての政府機関を有しない国から

輸入する植物及びその容器包装で

あつて、この章の規定により特に

綿密な検査を受けたものについて

は、この限りでない。

2 前項の規定による検査の結果、

有害動物又は有害植物があると認

めた場合において、これを駆除

取ることができる。

2 又はそのまん延を防止するた

め必要があるときは、植物防疫官

は、当該植物、容器包装、土地、

貯蔵所、倉庫、事業所、船舶又は

航空機を所有し、又は管理する者

に対し、その消毒を命ぜることが

できる。

3 前項の場合には、第二十條第一

項の規定を準用する。

4 第一項の規定による立入検査、

質問及び集取の権限は、犯罪捜査

のために認められたものと解して

はならない。

3 植物及び次條第一項に掲げる禁

止品は、郵便物として輸入する場

合を除き、貨令で定める港及び飛

行場以外の場所で輸入してはなら

ない。

(輸入の制限)

輸入する植物及びその容器

包装は、輸出国の政府機関により

発行され、且つ、その検査の結果

有害動物及び有害植物が附着して

いないことを確かめ、又は信ずる

旨を記載した検査証明書又はその

写を添附してあるものでなければ

ば、有害動物又は有害植物が附着

するおそれがあるため、輸入して

はならない。但し、植物検査につ

いての政府機関を有しない国から

輸入する植物及びその容器包装で

あつて、この章の規定により特に

綿密な検査を受けたものについて

は、この限りでない。

2 植物及び次條第一項に掲げる禁

止品は、郵便物として輸入する場

合を除き、貨令で定める港及び飛

行場以外の場所で輸入してはなら

ない。

3 植物及び次條第一項に掲げる禁

止品は、郵便物として輸入する場

合を除き、貨令で定める港及び飛

行場以外の場所で輸入してはなら

ない。

4 植物又は次條第一項に掲げる禁

止品を小形包装物、商品見本及び

小包郵便物以外の郵便物として受

け取つた者は、違法なく、その現

品を添えて動植物検疫所に届け出

なければならない。

(輸入の禁止)

第七條 何人も、左に掲げる物(以

ての要求があつたときは、これを

示しなければならない。

植物防疫官の服制は、農林大臣

が定める。

第三章 國内植物検疫(第十二

二條—第十六條)

第二章 國際植物検疫(第六條—

二條)

第三章 第十一條)

第二章 国内植物検疫(第十二

二條—第十六條)

第二章 第二章 國際植物検疫(第六條—

二條)

第二章 第十一條)

官報号外 昭和二十五年四月二十六日 楽議院会議録第四十一号 植物防疫法案外二件 一〇六九

た場合は、この限りでない。

一 省令で定める地域から発送され、又は当該地域を経由した植物で、省令で定めるもの

二 有害動物又は有害植物

三 土又は土の附着する植物

四 前各号に掲げる物の容器包装

2 前項但書の許可を受けた場合に、同項の許可を受けたことを証する書面を添附して輸入しなければならない。

3 第一項但書の許可には、輸入の方法、輸入後の管理方法その他の必要な条件を附すことができる。

4 農林大臣は、第一項第一号の規定による省令を定めようとするときは、あらかじめ公聴会を開き、利害関係人及び学識経験がある者の意見を聞かなければならない。

(輸入植物等の検査)

第八條 植物又は禁止品を輸入した者は、遅滞なく、その旨を動植物検疫所に届け出て、その植物又は禁止品及び容器包装につき、原状のままで、植物防疫官から、第六條第一項の規定に違反しないかどうか、禁止品であるかどうか、並びに有害動物及び有害植物(農林大臣が指定する)の規定による検査を受けた場合及び次條において述べる植物を除く。本條及び次條において述べる植物(以下「検査の結果、有害動物及び有害植物があるかどうかを判定するためなお同じ。」)があるかどうかについての検査を受けなければならない。

但し、第三項の規定による検査を受けた場合は、この限りでない。

2 前項の検査は、第六條第二項の港又は飛行場の中の植物防疫官が指定する場所で行う。

3 植物防疫官は、必要と認めるときは、輸入される植物及び容器包装につき、船舶又は航空機内で輸入に先立つて検査を行うことができる。

4 通関手続をする郵便局は、植物又は禁止品を包有し、又は包有している疑いのある小形包装物、商品見本又は小包郵便物の送付を受けたときは、遅滞なく、その旨を動植物検疫所に通知しなければならない。

5 前項の通知があつたときは、植物防疫官は、同項の小形包装物、商品見本又は小包郵便物の検査を行ふ。この場合において、検査のため必要があるときは、郵便局員の立合の下に当該郵便物を開くことができる。

6 前項の検査を受けていない小形包装物、商品見本又は小包郵便物を受け取った者は、その郵便物を添え、遅滞なく、その旨を動植物検疫所に届け出て、植物防疫官の検査を受けなければならない。

7 省令で定める種苗については、植物防疫官は、第一項、第三項、第五項又は前項の規定による検査の結果、当該植物及び容器包装が第六條第一項の規定に違反しないか、どうか、禁止品であるかどうか、並びに有害動物及び有害植物(農林大臣が指定する)の規定による検査を受けた場合は、この限りでない。

(輸出植物の検査)

第十條 輸入国がその輸入につき輸出国の検査証明を必要としている所により、当該植物の所有者に対して隔離栽培を命じてその栽培地で検査を行い、又は自ら隔離栽培を実施することができる。

第九條 前條の規定による検査の結果、有害動物又は有害植物があつた場合は、植物防疫官は、その植

物及び容器包装を消毒し、若しくは廃棄し、又はこれを所有し、若しくは管理する者に対し、植物防疫官立会の下にこれを消毒し、若しくは廃棄すべきことを命じなければならない。

2 植物防疫官は、第六條、第八條第一項若しくは第六項の規定に違反して輸入された植物及び容器包装を廃棄し、又はこれを所持している者に対し植物防疫官の立会の下にこれを廃棄すべきことを命ずることができる。第八條第七項の規定による隔離栽培の命令の違反があつた場合において、その違反に係る植物についてもまた同様のことができる。

3 第七條の規定に違反して輸入された禁止品があるときは、植物防疫官は、これを廃棄する。

4 前項の規定による検査の結果、当該植物及び容器包装が第六條第一項の規定に違反せず、禁

止品に該当せず、且つ、これに有害動物及び有害植物がないと認められたときは、植物防疫官は、検査に合格した旨の証明をしてしなければならない。

5 植物防疫官は、第一項又は第二項の規定による検査により、第三項の有害動物又は有害植物があると認めたときは、その検査を中止し、当該種苗生産者に対し、当該有害動物又は有害植物を駆除し、又はそのまん延を防止するため必要と認める事項を口頭又は文書により指示しなければならない。

6 前項の指示を受けた種苗生産者は、当該指示に従つて必要な駆除予防をした場合には、植物防疫官に対し、当該指定種苗について第一項又は第二項に規定する検査を継続すべきことを申請することができる。

7 第一項の指定をする場合には、第七條第四項の規定を準用する。

行う。但し、植物防疫官が必要と認めるときは、当該植物の所在地において行うことができる。

3 輸入国がその輸入につき栽培地における検査を要求している植物の他省令で定める植物については、あらかじめその栽培地で植物防疫官の検査を受け、その検査に合格した後でなければ、第一項の検査を受けることができない。

4 植物防疫官は、輸入国の要求に応じるため、必要があると認めるときは、第一項の検査を受けた物について再検査をすることができる。

(委任規定)

第十一條 この章に規定するものの規定を准用する。

2 前項の場合には、第七條第四項の規定を准用する。

第三章 国内植物検疫

(国内検疫)

第十二條 農林大臣は、新たに国内に侵入し、又は既に国内の一部に存在している有害動物若しくは有害植物のまん延を防止し、優良な種苗を保全するため、この章の規定により検査を実施するものとす

る。

(検査)

第十三條 農林大臣の指定する繁殖の用に供する植物(以下「指定種苗」という。)を生産する者(以下「種苗生産者」という。)は、毎年その生産する指定種苗について、その栽培地において栽培中に、植物防疫官の検査を受けなければならぬ。

2 前項の検査は、第七條第四項の規定を准用する。

(廢棄処分)

第十四条 植物防疫官は、前條第四項の規定に違反して譲渡され、譲渡を委託され、又は移出された指定種苗を所持している者に対し、その廢棄を命じ、又は自らこれを廢棄することができる。

(手数料の徴收及び委任規定)

第十五条 農林大臣は、第十三條第一項の規定により検査を受ける者から、検査の実費をこえない範囲内において省令で定める額の手数料を徴收することができる。

2 第十一條の規定は、国内植物検疫に準用する。

(適用除外)

第十六条 左に掲げる指定種苗については、前四條の規定は適用しない。

一 農林大臣の指定する地域で生産される指定種苗

二 国又は都道府県が生産し、且つ、自ら検査する指定種苗

三 種苗生産者が同一都道府県の区域内で自ら繁殖の用に供するため生産する指定種苗

第四章 緊急防除
(防除)

第十七条 新たに国内に侵入し、若しくは既に国内の一部に存在している有害動物若しくは有害植物がまん延して有用な植物に重大な損害を与えるおそれがある場合、又は有害動物若しくは有害植物により有用な植物の輸出が阻害されるおそれがある場合において、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、農林大臣は、この章の規定により、防

除を行うものとする。但し、森林害虫について、別に法律で定めるところにより防除が行わられる場合は、この限りでない。

2 農林大臣は、前條の規定による防除をするには、その三十日前までに左の事項を告示しなければならない。

一 防除を行う区域及び期間

二 有害動物又は有害植物の種類

三 防除の内容

四 その他必要な事項

(防除の内容)

第十八条 農林大臣は、前條第一項の防除を行ふため必要な限度にお

いて、左の各号に掲げる命令をすることができる。

一 有害動物又は有害植物が附着し、又は附着するおそれがある植物を栽培する者に対し、当該植物の栽培を制限し、又は禁止すること。

二 有害動物又は有害植物が附着し、又は附着しているおそれが移動を制限し、又は禁止すること。

三 有害動物又は有害植物が附着し、又は附着しているおそれがある植物又は容器包装の譲渡又は移動を制限し、又は禁止すること。

2 前項の場合には、協力命令書を交付しなければならない。

3 第一項の規定により防除に協力させたときは、国は、その費用を弁償しなければならない。

(損失の補償)

第十九條 第十七條第一項の防除を行ふため必要があるときは、農林大臣は、地方公共団体、農業者の組織する団体又は防除業者を防除に関する業務に協力させることができる。

2 前項の場合には、協力命令書を交付しなければならない。

3 第一項の規定により防除に協力させたときは、国は、その費用を弁償しなければならない。

4 有害動物又は有害植物が附着し、又は附着しているおそれがある植物又は容器包装を所有し、又は管理する者に対し、当該植物又は容器包装を除去、廃棄等の措置を命ぜること。

5 第一項の規定により防除に協力させたときは、国は、その費用を弁償しなければならない。

3 農林大臣は、前項の申請があつたときは、選択なく、補償すべき

は管理する者に対し、その消毒等の措置を命ぜること。

2 前條第一項の場合において、緊急に防除を行ふ必要があるため同條第二項の規定によるいとまがないときは、農林大臣は、その必要の限度において、同項の規定による公表をしないで、前項第三号の命令をし、又は植物防疫官に有害動物若しくは有害植物が附着し、若しくは附着しているおそれがある植物若しくは容器包装の消毒、除去、廃棄等の措置をさせることができる。

3 第一項の規定による補償をも一人の農業者を含む三人の評価を徵しなければならない。

4 第一項の規定による補償金額が国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内でしなければならない。

5 第一項の規定による補償を受けた者は、これによつて必要となる補償金の総額が国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内でしなければならない。

(報告義務)

第二十一条 都道府県知事は、新たに国内に侵入し、若しくは既に国内に存在している有害動物

内の一部に存在している有害植物若しくは有害植物がまん延して有用な植物に重大な損害を与えるお

それがあると認めた場合には、その旨を農林大臣に報告しなければならない。

(都道府県の防除)

第五章 都道府県の防除

第一十二条 有害動物又は有害植物がまん延して有用な植物に重大な損害を与えるおそれがある場合において、これを駆除し又はその

2 前項の場合には、他の都道府県において、生産された種苗その他の物の防除に関し必要な措置をとることができる。

3 第一項の規定により防除に協力させたときは、都道府県は、植物を検査し、又は有害動物若しくは有害植物の正當な流通を妨げないように

4 農林大臣に提出しなければならない。

第六章 不服の申立

第一十三条 左に掲げる者は、当該

金額を決定し、当該申請人に通知しなければならない。

2 農林大臣は、前項の規定により補償金額を決定するには、少くとも一人の農業者を含む三人の評価を受けた者をその区域から選び、その意見を徵しなければならない。

3 第十條第一項又は第三項の規定による検査の結果不合格となつた者を罰せたときの検査の結果不合格となつた者

4 第十條第一項又は第三項の規定による検査の結果不合格となつた者を受けた者

5 第十條第一項又は第三項の規定による検査の結果不合格となつた者を受けた者

6 第十條第一項又は第三項の規定による検査の結果不合格となつた者を受けた者

7 第十條第一項又は第三項の規定による検査の結果不合格となつた者を受けた者

8 第十條第一項又は第三項の規定による検査の結果不合格となつた者を受けた者

9 第十條第一項又は第三項の規定による検査の結果不合格となつた者を受けた者

10 第十條第一項又は第三項の規定による検査の結果不合格となつた者を受けた者

11 第十條第一項又は第三項の規定による検査の結果不合格となつた者を受けた者

12 第十條第一項又は第三項の規定による検査の結果不合格となつた者を受けた者

13 第十條第一項又は第三項の規定による検査の結果不合格となつた者を受けた者

14 第十條第一項又は第三項の規定による検査の結果不合格となつた者を受けた者

15 第十條第一項又は第三項の規定による検査の結果不合格となつた者を受けた者

16 第十條第一項又は第三項の規定による検査の結果不合格となつた者を受けた者

17 第十條第一項又は第三項の規定による検査の結果不合格となつた者を受けた者

18 第十條第一項又は第三項の規定による検査の結果不合格となつた者を受けた者

19 第十條第一項又は第三項の規定による検査の結果不合格となつた者を受けた者

処分に不服があるときは、処分を受けた日から一週間以内に農林大臣に不服の申立をすることができる。

2 前項の規定において、緊急に防除を行ふ必要があるため同條第二項の規定によるいとまがないときは、農林大臣は、その必要の限度において、同項の規定によつて必要とされるべき処分は、これによつて必要となる補償金の総額が国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内でしなければならない。

3 第十條第一項又は第三項の規定による検査の結果不合格となつた者を受けた者

4 第十條第一項又は第三項の規定による検査の結果不合格となつた者を受けた者

5 第十條第一項又は第三項の規定による検査の結果不合格となつた者を受けた者

6 第十條第一項又は第三項の規定による検査の結果不合格となつた者を受けた者

7 第十條第一項又は第三項の規定による検査の結果不合格となつた者を受けた者

8 第十條第一項又は第三項の規定による検査の結果不合格となつた者を受けた者

9 第十條第一項又は第三項の規定による検査の結果不合格となつた者を受けた者

10 第十條第一項又は第三項の規定による検査の結果不合格となつた者を受けた者

11 第十條第一項又は第三項の規定による検査の結果不合格となつた者を受けた者

12 第十條第一項又は第三項の規定による検査の結果不合格となつた者を受けた者

13 第十條第一項又は第三項の規定による検査の結果不合格となつた者を受けた者

14 第十條第一項又は第三項の規定による検査の結果不合格となつた者を受けた者

15 第十條第一項又は第三項の規定による検査の結果不合格となつた者を受けた者

16 第十條第一項又は第三項の規定による検査の結果不合格となつた者を受けた者

17 第十條第一項又は第三項の規定による検査の結果不合格となつた者を受けた者

18 第十條第一項又は第三項の規定による検査の結果不合格となつた者を受けた者

19 第十條第一項又は第三項の規定による検査の結果不合格となつた者を受けた者

命令に違反した者

第二十一条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第八條第六項の規定による検査を受けず、又はその検査を受けるに当つて不正行為をした者

二 第八條第七項の規定による命令に違反した者

三 第九條第一項若しくは第二項の規定による命令に違反し、又は同條第一項から第三項までの規定による处分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第十條第一項の規定に違反し、又は同條同項の検査を受けたるに当つて不正行為をした者

五 第十八條第二項の規定による命令に違反し、又は同條同項の規定による处分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第四條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

七 第六條第四項の規定に違反した者

八 第十條第四項の規定による再検査を拒み、妨げ又は忌避した者

九 第十四條の規定による命令に違反し、又は同條の規定による处分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十 第十四條の規定による命令に違反し、又は同條の規定による处分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十一 第十四條の規定による命令に違反し、又は同條の規定による处分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十二 第十四條の規定による命令に違反し、又は同條の規定による处分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十三 第十四條の規定による命令に違反し、又は同條の規定による处分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十四 第十四條の規定による命令に違反し、又は同條の規定による处分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十五 第十四條の規定による命令に違反し、又は同條の規定による处分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(西罰規定)

第二十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外その他に該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

一 第九條第六項の規定による検査を受けず、又はその検査を受けるに当つて不正行為をした者

二 第九條第七項の規定による命令に違反した者

三 第九條第一項若しくは第二項の規定による命令に違反し、又は同條第一項から第三項までの規定による处分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第十條第一項の規定に違反し、又は同條同項の検査を受けたるに当つて不正行為をした者

五 第十八條第二項の規定による命令に違反し、又は同條同項の規定による处分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第四條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

七 第六條第四項の規定に違反した者

八 第十條第四項の規定による再検査を拒み、妨げ又は忌避した者

九 第十四條の規定による命令に違反し、又は同條の規定による处分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十 第十四條の規定による命令に違反し、又は同條の規定による处分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十一 第十四條の規定による命令に違反し、又は同條の規定による处分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十二 第十四條の規定による命令に違反し、又は同條の規定による处分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十三 第十四條の規定による命令に違反し、又は同條の規定による处分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十四 第十四條の規定による命令に違反し、又は同條の規定による处分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十五 第十四條の規定による命令に違反し、又は同條の規定による处分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第九十九條に第一項として次のようによく加える。

農業共済組合は、その組合員が他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外その他に該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため當該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

一 有害動物又は有害植物が附着し、又は附着してあるおそれがある植物又は容器包装の譲渡又は移動を制限し、又は禁止すること。

二 第百三十二条中「第九十五条乃至第九十八条」の下に「、第九十九條第二項」を加える。

（物品の無償貸付及び譲與等に関する法律の改正）

五 物品の無償貸付及び譲與等に関する法律（昭和二十一年法律第一百二十九号）の一部を次のように改正する。

第一條第六号の次に次の一号を加える。

六 の二 地方公共団体、農業者の組織する団体又は植物の防疫事業を行う者に対する植物の防疫を行ふため必要な動力噴霧機、動力散粉機、動力煙霧機その他の防除用機具を貸し付けるとき

四 有害動物又は有害植物が附着し、又は附着しているおそれがある植物又は容器包装を所有し、又は管理する者に対し、その消毒等の措置を命ずること。

五 前條第一項の場合において、緊急に防除を行う必要があるため同條第二項の規定によるいとまがないときは、農林大臣は、その必要の限度において、同項の規定によつて國会法第八十三条議決した。よつて國会法第八十三条によりここに送付する。

右の内閣提出案は本院において修正された。

昭和二十五年四月二十一日

参議院議長 佐藤 尚武

（経過規定）

この法律施行前に輸出入植物検疫法（昭和二十九年法律第十七号）

（農業災害補償法の改正）

法律第百八十五号）の一部を次のようによく改正する。

附則

（施行期日）

令和二年四月一日から施行する。但し、第二条第一項に規定する場合に於ける第三項及び第四項の規定は、余りの間に起算して六十日を経過した日から施行する。

（施行の準備手続）

第七條第四項（第一編第二項において是用する場合を含む）に定まる公證會は、この法律施行（前項但書の規定による施行をさう。以下同じ。前でも、第七條第一項第一号又は第二号第一項に掲げる事項を定めるために開くことができる。

一 有害動物又は有害植物が附着し、又は附着してあるおそれがある植物又は容器包装の譲渡又は移動を制限し、又は禁止すること。

二 第七條第四項（第一編第二項において是用する場合を含む）に定まる公證會は、この法律施行前にした行為に対する罰則の適用に關しては、この法律施行後でも、なお從前の例による。

三 輸出入植物検疫法（昭和二十三年法律第八十六号）

四 害虫駆除予防法（明治二十九年法律第十七号）

五 害虫駆除予防法（明治二十九年法律第十八号）

六 の一 この法律施行前に輸出入植物検疫法の規定に基いてした検査又は許可是、この法律の相當規定に基いてなされたものとみなす。

七 の二 この法律施行前に輸出入植物検疫法の規定に基いてした検査又は許可是、この法律の相當規定に基いてなされたものとみなす。

八 の三 この法律施行前に輸出入植物検疫法の規定に基いてした検査又は許可是、この法律の相當規定に基いてなされたものとみなす。

九 の四 この法律施行前に輸出入植物検疫法の規定に基いてした検査又は許可是、この法律の相當規定に基いてなされたものとみなす。

一〇 の五 この法律施行前に輸出入植物検疫法の規定に基いてした検査又は許可是、この法律の相當規定に基いてなされたものとみなす。

一一 の六 この法律施行前に輸出入植物検疫法の規定に基いてした検査又は許可是、この法律の相當規定に基いてなされたものとみなす。

一二 の七 この法律施行前に輸出入植物検疫法の規定に基いてした検査又は許可是、この法律の相當規定に基いてなされたものとみなす。

（植物防護法（昭和二十五年法）

が植物防護法（昭和二十五年法）

律第号の規定に違反して場合には、当該違反行為の結果通常生ずべき損失の額について

は、当該組合員に対して共済金の支拂の義務を有しない。

第一百三十二条中「第九十五条乃至第九十八条の下に「第九十九條第二項」を加える。

(物品の無償貸付及び譲與等に関する法律の改正)

物品の無償貸付及び譲與等に関する法律(昭和二十一年法律第二百二十九号)の一部を次のよう改正する。

第二條第六号の次に次の一号を加える。

六の二 地方公共団体、農業者の組織する団体又は植物の防疫事業を行なう者に対し植物の防疫を行なため必要な動力噴霧機、動力散粉機、動力煙霧機その他の防除用機具を貸し付けるとき。

(農林省設法の改正)
7 二号の一部を次のように改正する。
「二十九条第一号の次に次の二号を加える。
二十九条第一号の下に「第二十四条第一号の二 動植物の病害害虫等を駆除し、及びその蔓延を防止するため必要な措置を行うこと。
第二十四条第一号の二を加える。」
〔最終号の附録に掲載〕

植物防疫法案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

農林物資規格法案

農林物資規格法

(法律の目的)
第一條 この法律は、適正且つ合理的な農林物資の規格を制定し、これを普及させることによつて、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の單純公正化及び使用又

は消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の進歩に寄與することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「農林物資」とは、国内において生産される農産物、林産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原料又は材料として製造し、又は加工した物資であつて法令で定めるものをいう。

この法律で「日本農林規格」とは、第八條から第十一條までの規定により制定された農林物資の規格をいう。

(農林物資規格調査会)

第三條 農林省は、農林省が農林物資規格調査会(以下「調査会」といふ。)を置く。調査会は、農林大臣の諮問に応じて、左に掲げる事項を調査審議し、その結果を農林大臣に報告するものとする。

一 第八條、第九條第二項、第十條及び第十六條第三項の規定による日本農林規格の制定、改正又は廃止に関する事項

二 第十二條第二項の規定による日本農林規格による格付に関する事項

三 調査会は、日本農林規格の制定、改正又は廃止について調査研究し、その結果必要と認める事項を農林大臣に建議することができない。

植物防疫法案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

農林物資規格法案

農林物資規格法

第四條 調査会は、委員五十人以内で組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員及び農林物資の規格に関し学識経験のある者のうちから、農林大臣が任命する。

3 委員は、実質的に利害關係がある各方面を代表する者でなければならぬ。

4 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、三年とする。但し、特別の事由があるときは、任期中これを解任することを妨げない。

第五條 調査会に委員の互選による会長を置く。

2 会長は、調査会の会務を総理する。

第六條 特別な事項を調査するため必要があるときは、調査会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、会長の命を受け、専門の事項を調査する。

3 専門委員は、会長の申出により、農林大臣が任命する。

第七條 前四條及び国家公務員法(昭和二十一年法律第二百二十号)に定めるものの外、調査会に關しこの法律の範囲内において必要な事項は、省令で定める。

3 前項に定めるものの外、公聽会について必要な事項は、省令で定める。

2 農林物資について都道府県の定めた規格がある場合において、当該農林物資について日本農林規格の制定されている農林物資については、規格を定めることができない。

2 農林物資について都道府県の定めた規格がある場合において、当該農林物資について日本農林規格が施行されたときは、都道府県の定めた当該規格は、その効力を失う。

3 前項に定めるものの外、公聽会について必要な事項は、農林大臣が定めた規格を有する者は、日本農林規格がすべての実質的な利害關係を有する者の意向を反映し、又はその適用に當つて同様な條件の下にある者に対する不公正に差別を附するものでないかどうかについて、農林大臣に公聽会の開催を請求することができる。

2 農林大臣は、前項の請求があつたときは、公聽会を開かなければならぬ。

は、省令で定める手続に従い、農林物資の種類を定め、原案を具して、日本農林規格を制定すべきことを農林大臣に申し出ることがである。

2 農林大臣は、前項の規定による申出を受けたときは、その申出に係る農林物資について日本農林規格を制定すべきかについて

調査会の意見を徵し、その結果、これを制定すべきものと認めるときは、前項の原案を調査会に付議し、これを制定する必要がないと認めるとときは、理由を附してその旨を申出入に通知しなければならない。

(日本農林規格の呼称の禁止)

第十三條 日本農林規格の制定、改正是廃止は、その施行期日を定め、その期日の少くとも三十日前に公示してしなければならない。

2 農林大臣は、前項の規定による申出を受けたときは、その申出に係る農林物資について日本農林規格を制定すべきかについて

調査会の意見を徵し、その結果、これを制定すべきものと認めるときは、前項の原案を調査会に付議し、これを制定する必要がないと認めるとときは、理由を附してその旨を申出入に通知しなければならない。

(都道府県の定める規格)

第十四條 何人も、日本農林規格でない農林物資の規格について日本農林規格又はこれに紛らわしい名稱を用いてはならない。

2 調査会は、省令で定める公

正な手続に従い、日本農林規格の案を審議し、その結果を農林大臣に答申しなければならない。

2 調査会は、日本農林規格の案を審議するため必要があると認めるときは、公聽会を開いて利害關係の人及び学識経験のある者の意見をききことができる。

3 前項に定めるものの外、公聽会

について必要な事項は、省令で定める。

2 農林物資について都道府県の定めた規格がある場合において、当該農林物資について日本農林規格が施行されたときは、都道府県の定めた当該規格は、その効力を失う。

2 農林物資について都道府県の定めた規格がある場合において、当該農林物資について日本農林規格がすべての実質的な利害關係を有する者の意向を反映し、又はその適用に當つて同様な條件の下にある者に対する不公正に差別を附するものでないかどうかについて、農林大臣に公聽会の開催を請求することができる。

2 農林大臣は、前項の請求があつたときは、公聽会を開かなければならぬ。

(日本農林規格の改正及び廃止)

第十二條 前四條の規定は、日本農林規格の改正又は廃止に適用する。

(公示)

第十三條 日本農林規格の制定、改正是廃止は、その施行期日を定め、その期日の少くとも三十日前に公示してしなければならない。

2 農林大臣は、前項の規定による申出を受けたときは、その申出に係る農林物資について日本農林規格を制定すべきかについて

調査会の意見を徵し、その結果、これを制定すべきものと認めるときは、前項の原案を調査会に付議し、これを制定する必要がないと認めるとときは、理由を附してその旨を申出入に通知しなければならない。

(日本農林規格の呼称の禁止)

第十四條 何人も、日本農林規格でない農林物資の規格について日本農林規格又はこれに紛らわしい名稱を用いてはならない。

2 調査会は、省令で定める公

正な手續に従い、日本農林規格の案を審議し、その結果を農林大臣に答申しなければならない。

2 調査会は、日本農林規格の案を審議するため必要があると認めるときは、公聽会を開いて利害關係の人及び学識経験のある者の意見をききことができる。

3 前項に定めるものの外、公聽会

について必要な事項は、省令で定める。

2 農林物資について都道府県の定めた規格がある場合において、当該農林物資について日本農林規格がすべての実質的な利害關係を有する者の意向を反映し、又はその適用に當つて同様な條件の下にある者に対する不公正に差別を附するものでないかどうかについて、農林大臣に公聽会の開催を請求することができる。

2 農林大臣は、前項の請求があつたときは、公聽会を開かなければならぬ。

2 農林物資について都道府県の定めた規格がある場合において、当該農林物資について日本農林規格がすべての実質的な利害關係を有する者の意向を反映し、又はその適用に當つて同様な條件の下にある者に対する不公正に差別を附するものでないかどうかについて、農林大臣に公聽会の開催を請求することができる。

2 農林大臣は、前項の請求があつたときは、公聽会を開かなければならぬ。

3 農林大臣は、公聽会において明らかにされた事実を検討し、日本農林規格の改正を必要と認めるときは、その改正について調査会に適切な審議を行わせなければならぬ。

4 前三項に定めるもの外、公聽会について必要な事項は、省令で定める。

(規格証票)

第十七條 都道府県は、条例で定めることにより、農林物資について日本農林規格により格付を行つたときは、当該農林物資又はその包装若しくは容器に、日本農林規格により格付をしたことを示す証票(以下「規格証票」という)を附することができる。農林省の機関が農林物資について日本農林規格により格付を行つたときは、同様

2 規格証票の様式及び表示の方法について必要な事項は、省令で定める。

第十八條 前條の規定による格付を行つた農林省の機関又は都道府県でなければ、農林物資又はその包装若しくは容器に規格証票又はこれに紛らわしい表示を附してはならない。

第十九條 規格証票の附してある包装材料又は容器は、その規格証票をまつ消した後でなければ、再び農林物資の包装材料又は容器として使用してはならない。

(規格証票又は格付についての申出)

第二十條 規格証票により日本農林

規格による格付の表示を附された農林物資が、その規格証票の表示に係る日本農林規格に適合しないと認める者は、省令で定める手続に従い、農林大臣にその旨を申し定める。

4 前三項に定めるもの外、公聽会について必要な事項は、省令で定める。

(調査及び報告)

第二十一條 農林大臣は、前條の規定による申出を受けたとき、その他必要があると認めるときは、その職員に都道府県の格付の設備、方法その他の格付について必要な事項を調査させ、又は都道府県から格付について必要な報告を求めることができる。

(監督)

第二十二條 農林大臣は、前條の規定による調査の結果、都道府県の行う格付が適当でないと認めるときは、当該都道府県に対し、その改善を命じ、又は規格証票を添付することを禁止することができない。

2 農林大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、調査会の意見をきかなければならない。

(食品衛生法の適用)

第二十三條 この法律の規定は、食品衛生法(昭和二十一年法律第二百三十三号)の適用を排除するものと解してはならない。

(罰則)

第二十四條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第十四條の規定に違反した者

二 第十八條の規定に違反した者

三 第十九條の規定に違反した者

第二十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し同條の罰金刑を科する。

第三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し同條の罰金刑を科する。

第六条 工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第七条 第一條第一号中「指定農林物資」に改められた日本農林規格とみなす。

第八条 指定農林物資検査法(昭和二十四年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第九条 第二條第一号中「指定農林物資」に改められた日本農林規格とみなす。

第十条 指定農林物資検査法(昭和二十四年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第十一條 第二條第一号中「指定農林物資」に改められた日本農林規格とみなす。

第十二條 第二條第一号中「指定農林物資」に改められた日本農林規格とみなす。

第十三條 第二條第一号中「指定農林物資」に改められた日本農林規格とみなす。

第十四條 第二條第一号中「指定農林物資」に改められた日本農林規格とみなす。

第十五條 第二條第一号中「指定農林物資」に改められた日本農林規格とみなす。

第十六條 第二條第一号中「指定農林物資」に改められた日本農林規格とみなす。

第十七條 第二條第一号中「指定農林物資」に改められた日本農林規格とみなす。

第十八條 第二條第一号中「指定農林物資」に改められた日本農林規格とみなす。

第十九條 第二條第一号中「指定農林物資」に改められた日本農林規格とみなす。

第二十条 第二條第一号中「指定農林物資」に改められた日本農林規格とみなす。

第二十一条 第二條第一号中「指定農林物資」に改められた日本農林規格とみなす。

第二十二条 第二條第一号中「指定農林物資」に改められた日本農林規格とみなす。

第二十三条 第二條第一号中「指定農林物資」に改められた日本農林規格とみなす。

第二十四条 第二條第一号中「指定農林物資」に改められた日本農林規格とみなす。

第二十五条 第二條第一号中「指定農林物資」に改められた日本農林規格とみなす。

林物資規格法(昭和二十五年法律第号)による農林物資に改められた。

昭和二十五年四月二十一日

農林物資規格法案

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2 この法律施行の際現に日本農林規格又はこれに紛らわしい名称を用いている者については、この法律施行後二箇月間を限り第十四条の規定を適用しない。

3 指定農林物資検査法(昭和二十一年法律第二百十号)は、廃止する。

4 この法律施行の際現に日本農林規格(同法第十九條第二項の規定により同法第三條の規定による規格とみなされたものを除く。)が定められているときは、当該規格は、第八條から第十一條までの規定により同法第三條の規定による規格とみなされたものを除く。)が定められているときは、当該規格は、第八條から第十一條までの規定により日本農林規格が制定されたまでの間、当該農林物資についての日本農林規格とみなす。

5 指定農林物資検査法(昭和二十四年法律第百五十号)による指定農林物資を農林物資規格法(昭和二十五年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

6 工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

7 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

8 第二條第一号中「指定農林物資」に改められた日本農林規格とみなす。

9 第二條第一号中「指定農林物資」に改められた日本農林規格とみなす。

10 第二條第一号中「指定農林物資」に改められた日本農林規格とみなす。

11 第二條第一号中「指定農林物資」に改められた日本農林規格とみなす。

12 第二條第一号中「指定農林物資」に改められた日本農林規格とみなす。

13 第二條第一号中「指定農林物資」に改められた日本農林規格とみなす。

14 第二條第一号中「指定農林物資」に改められた日本農林規格とみなす。

15 第二條第一号中「指定農林物資」に改められた日本農林規格とみなす。

16 第二條第一号中「指定農林物資」に改められた日本農林規格とみなす。

17 第二條第一号中「指定農林物資」に改められた日本農林規格とみなす。

條の規定に基いて指定農林物資の規格(同法第十九條第二項の規定により同法第三條の規定による規格とみなされたものを除く。)が定められたときは、当該規格は、第八條から第十一條までの規定により日本農林規格が制定されるまでの間、当該農林物資についての日本農林規格とみなす。

規格(同法第十九條第二項の規定により同法第三條の規定による規格とみなされたものを除く。)が定められたときは、当該規格は、第八條から第十一條までの規定により日本農林規格が制定されるまでの間、当該農林物資についての日本農林規格とみなす。

規定に基いて動植物検疫所出張所を左記のよう設置したいので、地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第一百五十六條第四項の規定による国会の承認を求める。

記

出張所の名称	設置する位置
横浜動植物検疫所	横須賀動植物検疫所
清水動植物検疫所	神奈川県横須賀市
羽田動植物検疫所	静岡県清水市
東京都	東京都
神戸動植物検疫所	広島動植物検疫所
四日市動植物検疫所	三重県四日市
舞鶴動植物検疫所	京都府舞鶴市
佐世保動植物検疫所	長崎県佐世保市
山口県下関市	山口県下関市
疫所出張所	広島県広島市
疫所出張所	福岡県北九州市
門司動植物検疫所	福岡県北九州市
下関動植物検疫所	福岡県北九州市
疫所出張所	福岡県北九州市
佐世保動植物検疫所	福岡県北九州市
市	福岡県北九州市

右の内閣提出案は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三條によりことに添付する。

昭和二十五年四月二十一日

參議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 鈴原喜重郎殿

地方自治法第一百五十六條第四項の規定に基き、動植物検疫所の出張所設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、參議院添付）に関する報告書

○山本久雄君登壇

〔山本久雄君登壇〕

動植物検疫所の出張所設置に関し承認を求めるの件、以上三件につきまして、審議の経過並びに結果の大要を御報告いたします。

まず植物防疫法案から御報告いたします。

御承知のことく、明治二十九年に害虫駆除予防法が制定され、国内における病害虫の駆除、防除策を講じ、また昭和二十三年には輸出入植物検疫法が施行され、植物の輸出入に伴う検疫事業を実施いたし、農業生産の安全と増進とをはかつて來たのであります。が、特に害虫または特殊病害虫の絶滅または蔓延防止に必要な措置を強力に講ずることが多く、新たに国内に発生した病害虫または特殊病害虫の絶滅または蔓延防止に必要な措置を強力に講ずることができない状態に相なつてゐるのではありません。このため作物に重大な損害を與えた事例は乏しくありませんし、特に終戦以後におきましては、恐るべき病害虫が新たに相次いで発生いたし、強力なる防除措置を講ずる必要がます。痛感されるのであります。

また輸出入植物検疫法につきましては、最近貿易の拡大に伴いまして植物の輸出入も多くなり、これが検疫業務も一段と増加いたして参りました。かつて国内検疫と輸出入検疫とは元来表裏一体の関係にありますので、この際兩法律を整理統合し、これを一本にまとめて防除業務を強力に遂行できるよ

うにいたそうとして、本法案を提出されたのであります。

次に本法案の主要な点を申し上げますと、一、海外から新たに侵入して来る病害虫を伝播、蔓延させるおそれがある種苗に対し、検疫を実行して、その防止をはかること、二、国内の移動によつて病害虫を伝播、蔓延させることを講ずること、三、輸出入植物検疫法と害虫駆除予防法とを整合統合いたし、国際的、国内的植物の防疫を一貫して行い得るようにしたこと、以上の三点であると思ひます。

本法案は、三月三十日、予備審査のため送付され、四月十日、提案理由の説明を聞いたのであります。去る二十一日、參議院におきまして施行期日並びに農林省設置法との関係等について、翌二十二日質疑を行いましたところ、農民協同党小平委員より、本法案は農業生産力の発展、農家経済の安定上重要な意義を有するものであるから、今後一段と予算の増加をはかり、植物防疫の徹底を期すべきである旨の発言がございました。本法案の趣旨には各党派とも異論がありませんので、今後一段と予算の増加をはかり、討論を省略、採決に付しましたところ、全会一致をもつて本件は、先に御報告いたしました植物防疫法案に關連するものであります。

次に、地方自治法第一百五十六條第四項の規定に基き、動植物検疫所の出張所設置に関し承認を求めるの件に關し御報告いたします。

本件は、先に御報告いたしました植物防疫法案に關連するものであります。従来より輸出入植物検疫法に基づきまして輸出入植物の検疫を実施いたし、これによりまして外國から危険な病害虫が侵入することを防止し、またはその規格を定めること、以上の四点は、戰前は二十三箇所ありましたが、終戦後は十二箇所に減少しております。しかるに、最近貿易の拡大に伴つて来たのであります。この検疫機関は、戰前は二十三箇所ありました

が、生産の向上、流通の円滑並びに消費の合理化に裨益するところが大きいのであります。それで、農林物資検査法を制定、検査を実施いたして來たのであります。が、同法は強制検査を建前いたして存在しているみかんばえ、ばれいしまして、そのかわりに重要農林物資の生産、流通、消費の合理化をもたらすと、一、海外から新たに侵入して来る病害虫を伝播、蔓延させるおそれがある種苗に対し、検疫を行つて、その防止をはかること、二、国内の移動によつて病害虫を伝播、蔓延させることを講ずること、三、輸出入植物検査法と害虫駆除予防法とを整合統合いたし、国際的、国内的植物の防疫を一貫して行い得るようにしたこと、以上の三点であると思ひます。

本法案は、三月三十日、予備審査のため送付され、四月十日、提案理由の説明を聞いたのであります。去る二十一日、參議院におきまして施行期日並びに農林省設置法との関係等について、翌二十二日質疑を行いましたところ、農民協同党小平委員より、本法案は農業生産力の発展、農家経済の安定上重要な意義を有するものであるから、今後一段と予算の増加をはかり、植物防疫の徹底を期すべきである旨の発言がございました。本法案の趣旨には各党派とも異論がありませんので、今後一段と予算の増加をはかり、討論を省略、採決に付しましたところ、全会一致をもつて本件は、先に御報告いたしました植物防疫法案に關連するものであります。

次に、地方自治法第一百五十六條第四項の規定に基き、動植物検疫所の出張所設置に関し承認を求めるの件に關し御報告いたします。

本件は、先に御報告いたしました植物防疫法案に關連するものであります。従来より輸出入植物検疫法に基づきまして輸出入植物の検疫を実施いたし、これによりまして外國から危険な病害虫が侵入することを防止し、またはその規格を定めること、以上の四点は、戰前は二十三箇所ありました

が、生産の向上、流通の円滑並びに消費の合理化に裨益するところが大きいのであります。それで、農林物資検査法を制定、検査を実施いたして來たのであります。が、同法は強制検査を建前いたして存在しているみかんばえ、ばれいしまして、そのかわりに重要農林物資の生産、流通、消費の合理化をもたらすと、一、海外から新たに侵入して来る病害虫を伝播、蔓延させるおそれがある種苗に対し、検疫を行つて、その防止をはかること、二、国内の移動によつて病害虫を伝播、蔓延させることを講ずること、三、輸出入植物検査法と害虫駆除予防法とを整合統合いたし、国際的、国内的植物の防疫を一貫して行い得るようにしたこと、以上の三点であると思ひます。

本法案は、三月三十日、予備審査のため送付され、四月十日、提案理由の説明を聞いたのであります。去る二十一日、參議院におきまして施行期日並びに農林省設置法との関係等について、翌二十二日質疑を行いましたところ、農民協同党小平委員より、本法案は農業生産力の発展、農家経済の安定上重要な意義を有するものであるから、今後一段と予算の増加をはかり、植物防疫の徹底を期すべきである旨の発言がございました。本法案の趣旨には各党派とも異論がありませんので、今後一段と予算の増加をはかり、討論を省略、採決に付しましたところ、全会一致をもつて本件は、先に御報告いたしました植物防疫法案に關連するものであります。

次に、地方自治法第一百五十六條第四項の規定に基き、動植物検疫所の出張所設置に関し承認を求めるの件に關し御報告いたします。

本件は、先に御報告いたしました植物防疫法案に關連するものであります。従来より輸出入植物検疫法に基づきまして輸出入植物の検疫を実施いたし、これによりまして外國から危険な病害虫が侵入することを防止し、またはその規格を定めること、以上の四点は、戰前は二十三箇所ありました

が、生産の向上、流通の円滑並びに消費の合理化に裨益するところが大きいのであります。それで、農林物資検査法を制定、検査を実施いたして來たのであります。が、同法は強制検査を建前いたして存在しているみかんばえ、ばれいしまして、そのかわりに重要農林物資の生産、流通、消費の合理化をもたらすと、一、海外から新たに侵入して来る病害虫を伝播、蔓延させるおそれがある種苗に対し、検疫を行つて、その防止をはかること、二、国内の移動によつて病害虫を伝播、蔓延させることを講ずること、三、輸出入植物検査法と害虫駆除予防法とを整合統合いたし、国際的、国内的植物の防疫を一貫して行い得るようにしたこと、以上の三点であると思ひます。

本法案は、三月三十日、予備審査のため送付され、四月十日、提案理由の説明を聞いたのであります。去る二十一日、參議院におきまして施行期日並びに農林省設置法との関係等について若干

官報号外

昭和二十五年四月二十六日

衆議院会議録第四十一号

一〇七六

定価 一部 六円五十銭
送料実費

所行發

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話九段五三一印 刷
郵便東京一九〇〇〇官報課